

平成29年6月第11回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成29年6月19日第11回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭 15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子 17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	佐 藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	こども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育課長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	西 山 茂 男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 4 5 号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 6 号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 4 7 号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4 8 号 工事請負契約の締結について（平成 2 9 年度 B & G 海洋センター漕艇場災害復旧工事）
- 日程第 7 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について（平成 2 9 年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その 1）工事）
- 日程第 8 議案第 5 0 号 工事請負契約の締結について（平成 2 9 年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その 2）工事）
- 日程第 9 議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について（平成 2 9 年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その 1）工事）
- 日程第 1 0 議案第 5 2 号 工事請負変更契約の締結について（平成 2 7 年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事）
- 日程第 1 1 議案第 5 3 号 平成 2 9 年度亶理町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 4 号 平成 2 9 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 5 5 号 平成 2 9 年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 5 6 号 平成 2 9 年度亶理町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第19 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第20 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第21 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度亶理町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第22 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度亶理町一般会計予算）
- 日程第23 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度亶理町公共下水道事業特別会計予算）
- 日程第24 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計予算）
- 日程第25 報告第11号 事故繰越し繰越計算書について（平成28年度亶理町一般会計予算）
- 日程第26 報告第12号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第27 委員会の閉会中の継続審査申出について
- 日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第29 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、7番 安藤美重子議員、8番 渡邊健一議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長から追加議案1件が提出されております。

第2、産業建設常任委員長及び教育福祉常任委員長から付託案件審査について、閉会中の継続審査の申出を受理しております。

第3、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理しております。

第4、総務常任委員長及び議会広報常任委員長並びに議会運営委員長から、先進地視察調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

[町長 齋藤 貞君 登壇]

町長（齋藤 貞君） 追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げますのは、報告1件であります。

報告第12号 専決処分の報告について、賠償額の決定及び和解につきましては、

平成29年4月19日に亘理葬祭場敷地内で発生した事故における関係者との和解について、専決事項の指定第2項の規定により、平成29年6月7日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

以上、提出議案について、概要説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第45号 亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第45号 亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、議案第45号 亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書、新旧対照表ともに1ページになります。

議案書1ページ、議案第45号 亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものであります。

今回の改正は、人事院規則職員の育児休業等の一部改正が、平成29年3月31日に公布されたことに伴う改正が行われたものでございます。具体的には、職員が育児休業を取得することができる特別の事情に職員がその育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、いわゆる待機児童に関する内容の文言が追加されたもので、職員は育児休業の再取得及び再延長または育児時間勤務の再取得ができることとなったことから、条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

ただいま説明した内容により、第3条の改正でございますが、第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情について定める条例、育児休業法第2条では、職員の子についての育児休業についての規定がなされており、そのただし書きにおいては、その子について既に育児休業したことがあるときは、条例で定める特別の事情がない限り、育児休業をとることはできないと規定されています。その特別の事情について、6号の下線部となりますが、今回その育児休業に係る子について、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就業前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園、または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことが追加となったものでございます。

次に、第4条、育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情も同様の改正でございます。育児休業法第3条では、育児休業の期間の延長は条例で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする規定しております。今回の改正により、1ページの下段から次の2ページにかけてになりますけれども、第4条第1項の下線部のとおり、育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するもので、育児休業に期間の再度延長が可能となる文言の追加となります。

次の10条、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して、1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情に関しましても、育児休業法第10条において、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合には、育児短時間勤務をすることが特別の事情がない限りできない規定があります。今回の改正により、その7号の下線部となりますが、育児短時間勤務に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するもので、特別な事情に今回の文言を追加するものでございます。

議案書の1ページに戻りまして、附則としてこの条例は公布の日から施行し、改正後の互理町職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） まず、そもそもの育児休業の取得率というのはどのぐらいになっているのかというのが1点。もう一つ、今回の改正によって、この改正部分が適用になりそうな職員の方というのは何名ほど見込んでいるのかという点、よろしくをお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 取得率で、現在、現時点において正職員、プロパーの職員が今263人ございますけれども、そのうち現在育児休業をとっている職員が5人でございます。今後この改正によって、とれると思われる方、現時点においては5人ぐらいだというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに。木村 満議員。

15番（木村 満君） 条文の中に入っていきますと、当面その実施が行われないことと書いてあるんですけども、この当面の期間というのは実際どのぐらい見込んでいられるのかということ。それと、あと再取得、再延長した場合、この場合の取得可能な期間、それと短時間勤務、どの程度短時間できるというような制度になっているのかという点、よろしくをお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） まず、当面という言い方でございますけれども、辞書等では今のところとかそういった意味になりますけれども、実際期間的には県のほうとも確認しましたが、1年ぐらいというふうな形で見込んでいるようでございます。

それから、育児休業がとれる期間と申しますのは、県の法律においては、子供が3歳の誕生日の前日までとなっておりますので、それぞれ誕生日によっても期間的なことは若干ずれてくるのかなと思っております。（「もう1点は、短時間勤務の時間」の声あり）

済みません、短時間勤務については、1日2時間ということで、それが朝もしくは夕方、2時間ずつという形になります。1日のうち2時間を例えば朝1時間、夕方1時間というとり方はできないので、朝2時間か夕方2時間というふうな取得の仕方となります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。木村 満議員。

15番（木村 満君） 今回の改正によって育児休業または短時間勤務というのが、再延長または再取得ということになるかと思うんですが、それに伴う人材確保というのはどのような形で検討なされているのか。特に、専門職であったり、資格を持っている方の人材確保についてどのように検討しているのか、お願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 現在、育児休業をとっている職員も、その中には保育士もおります。保育士等については、臨時職員の方でその資格をお持ちになっている方、臨時職員としてその資格を持っている方を採用しているということで、支障がないような状況はつくっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第46号 東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは、議案書は2ページをお開き願います。

議案第46号 東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第46号 東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

東日本大震災による被災者に対する亙理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を次のように改正するというものでございます。

それで、今回の改正につきましては、平成29年度の国民健康保険税の減免措置について、厚生労働省の通知によりまして国の財政支援の延長が示されていることから、原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示等の解除に伴う減免期間の1年間の延長と一部減免基準の変更に伴う文言の整理をあわせて改正するものです。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、ご用意願います。新旧対照表3ページになります。

それでは、まず第2条でございますが、2条、保険税の減免基準というふうになっております。3号につきましては、改正後の欄でございますが、下線部分、以下施行令というものを追加し、続いて次のページをお開き願います。中段になりますが、居住制限区域及びを追加し、その下の国民健康保険のを削除するものになります。そして、次の7号から10号まで同様に文言の整理を行うものでございます。

次に、第11号でございますが、こちらにつきましては、新たに追加するもので平成28年度中に区域指定が解除された居住制限区域及び避難指示解除準備区域の世帯に属するもののうち、世帯に属する被保険者に係る施行令第29条の3、第2項に規定する基準所得を合算した額が600万円を超える世帯に属するものを追加、今回基準の変更に伴い追加するものでございます。

次に、第4条、減免の対象となる保険税ということでございますが、第4条中に29年度相当分の追加、それとその下にございます30年3月31日までと1年間延長するものでございます。

続きまして、次のページでございますが、第7号につきましては、第2条第11号の改正により追加するものでございます。同じように今度は別表になりますが、別表につきましても同じように該当条項に第2条第11項を追加するものになります。

議案書に戻っていただきまして、3ページをお開き願います。

附則この条例は、公布の日から施行し、改正後の東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 東日本大震災による被災者に対する亘理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号 亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第47号 亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） それでは、議案第47号 亘理町特別職の職員で非常

勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書の4ページをお開きになっていただきたいと思います。

議案第47号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表いじめ問題再調査委員会の項の次に、次のように加えるものがございます。

このたび亶理町特別支援連携協議会と、それから亶理町立小中学校の教育環境整備計画検討委員会を設置いたします。その内容としましては、まず亶理町特別支援連携協議会でございますが、本町における特別支援教育の推進と充実、振興を図り、全ての障害のある幼児児童及び生徒に対する適切な教育的支援の体制を整備することを目的としております。さらに、亶理町立小中学校学校教育環境整備計画検討委員会でございますけれども、現在の亶理町立小中学校の教育環境のあり方について、広く関係者の意見を聴取し、調査検討するものございまして、今後の児童生徒の推移の把握とか、それから小中学校の施設状況の把握とか、それから地域と学校の連携のあり方等について、広く意見を聴取する委員会の立ち上げでございます。

それに関する委員報酬としまして、亶理町特別支援連携協議会の会長が6,700円、同委員が6,400円、同じく亶理町立小中学校教育環境整備計画検討委員会の委員長に6,700円、同委員に6,400円とするものがございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということにしております。

説明は以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 学校環境教育検討委員会の委員の権限ですけれども、どの辺まで及ぶ権限をこの方々は持っているんですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今考えられるのは、児童生徒大分減少している学校がございます。今後そういったことの対応といいますか、皆さんがどのように考

えているのかということのまず第1歩として、この委員さんからの意見の聴取を図りたいということで、ただいろんな学区制の問題やら、例えば施設整備を云々ということになると、幅広くもっともってご意見を聞かなければいけないという分野もあろうかと思えますので、まずもって我々教育委員会として身近なところでどんなご意見があるのかなということの意見を聴取したいというのが趣旨でございます。

権限云々といいますと、それらのご意見を参考にして教育委員会の中でいろいろ調整を図りながら対応していく、そういうような考え方でおります。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） ちょっと考えると、環境というから、学校周辺の環境とか道路とか公園とかそのようなことを考えるんですけども、教育環境となると学校の中身まで教育環境と私は思うんですね。そうした場合、学校経営にも関することについてこの方々は申すことができるのか。学校の中では、今いじめとか、不登校とかいろいろ子供たちを取り巻く環境問題は多岐にわたっていると思うんですね。そうした場合、この方々がその辺まで入って物申すことができる委員なのか。余りにも漠然とした環境整備計画の中の検討委員だけれども、その辺のきちっとした整理はどのようになっているのですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育長次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 所掌事項という形で、まず今この委員会で考えていただきたいのが、児童生徒のさっきも言いましたけれども、推移から将来推移を予測した中での今後の学校の設置の仕方、例えば今小規模校であれば、特に公募なんかも視野に入れてやった場合には、どのような皆さんお考えですかという考え方。それから小中学校の施設状況の把握、今40年代、50年代に建設された校舎が非常に多いものですから、今そういう調査も行っておりまして、その推移を見ながら今後の学校整備についてはこのような考え方でいるんだけれども、皆さんのご意見なんかはどうですかというような考え方。それから、今特に高屋小学校なんかはそうなんですけれども、地域の皆さんと運動会を一緒に、種目をふやしてやっているようなところもあるんですけども、学校と地域のかかわり方をどのような形でお考えですかというような、主にその3点について意見の聴取を図

りたいという考え方でございます。

いじめ問題云々に関しても、また別な協議会を立ち上げて対応しておりますので、そちらはそういう形で専門的な方たちが入っていただいて対応しておりますので、この検討委員会については今言った3点を中心にお話をさせていただければなというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） そうすると、学校の周辺の環境とか、学校の老朽化、あとは使い勝手とかそういう施設整備の面でこの人たちの意見を聴取するというようなのが主なものであるというけれども、さっきいじめ問題検討委員会というのは別の組織があると、それはそのいじめとかそういうのが起きた場合に検討する委員会であって、事前に防ぐ委員会ではないと思うのね。こういう環境を見守っている方々がよく目を通して、学校周辺を見守るような、できるような環境をつくるのがいじめに発展しないとか、そういうことになると思う。いじめ問題検討委員会はできてからいろいろ問題をやったって、後のことなんですね。こういうのを大切にして起きない環境をつくるように学校を監視するというのはおかしな話ですけども、経営する方々に意見を述べるような委員であって俺はほしいと思うんですね。その辺をよく検討して、内部に入れる、事情を内部に通せるような委員になってほしいということを私は思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育長次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 先ほどいじめの問題が出ましたけれども、いじめ問題に関しましては、3段階の委員会を設置する考え方で今やっております。1つはいじめを防ぐため、いじめをなくすため、いじめを出さないためという連絡協議会で、それは本当に専門のところで実際やられている先生方を集めていただいて、亘理町ではいじめをなくすためにどうすればいいのかという協議会があります。いじめが起きたときに、仙台市等で行っているような専門委員会、それはいじめが発生した後の委員会の立ち上げということになっておりまして、さらに再調査委員会というのが今度町長のほうで立ち上げなければいけない委員会となるんですけども、そういった形の中ではいじめの問題に関してはそういった3つの組織を考えながら今対応しているというのが実情でございます。

今鈴木議員から言われたとおり、十四、五人の委員を考えておりますけれども、

中には話の中でそういったお話が出てくるかと思えます。多分多岐にわたって学校の問題、広うございますのでそういったことのご意見も集約しながら対応していきたいというふうには考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） お伺いをいたします。

この中身については、先日委員会の中でお話しいただきましたので、理解をいたしました。今回お聞きしたいのは、金額の問題です。報酬の部分なんですけれども、これは教育次長にお伺いするよりも全体ということになるんですが、こういった委員会が各種あると思うんですよ。そのときの報酬というのが、この場合ですと会長の場合6,700円とかとなっていますけれども、いずれ会議を行って1回当たりだと思えるんですけれども、1時間で割るものもあるし、30分あるいは半日かかるものもあるとは思えます。ただ、この6,700円というこの数字が果たして妥当なのかどうかと、そこがちょっと疑問なところがありまして、一般的に言えば宮城県の最賃から考えれば、最賃が748円ですから、8時間分相当くらいになるわけですね。もちろん学識経験者ということですから、単純にそういう形ではありませんけれども、そういったことを考えると、ちょっと一定考えるところがあるのではないかと思えるんですが、いかが考えますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 委員の報酬なんですけれども、やはりほかの委員会も大槻議員おっしゃるとおり、1時間だと、その内容にはよると思うんですけれども、ただほかの委員会との整合性とか、そういったことも踏まえて、この金額が妥当ではないかという認識で金額の設定はしている状況でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 一般の町民の方から見て、果たして本当に妥当なのかどうかということも考えられると思うので、私は今後こういったことも含めて検討課題としていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） お尋ねいたします。

委員のメンバーが大体14人から15人という答弁を先ほどいただきましたけれど

も、この選考はどのようなふうに考えていますでしょうか。やっぱり学校教育環境という部分で、委員の選考にはある程度の規定みたいなのは設けるつもりでいらっしゃるでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育長次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 亘理町立小中学校教育環境検討委員会のことでよろしいでしょうか。今考えている委員は、まず学識経験者ということで、前の校長先生方お二人と、それから保護者代表という形で父母教師会のほうから5名ほど今選出しております。それから、地域代表という形で主に、まちづくり協議会の会長さん、各地区の会長さん5名ほど選出の予定です。それと、現職の学校の校長会の会長と副会長という形で、今のところ14人で動こうかなということで考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） これから立ち上げるわけですが、年に何回ぐらい開催をしながら、結果的な部分も含めて皆さんに学校の整備に関するこういう提言をいただいたよみたいな感じでの発表はいつごろを予定していらっしゃるでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育長次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今のところ年3回くらいを予定しております。ただ、その話し合いによってもう少し必要な場合は、回数等も考えなきゃいけませんけれども、まず最初は我々が抱えている諸問題について、全般的にお話をさせていただいて、いろんなどころ、父母教師会の中でもそうなんですけれども、いろいろ話し合っただけならばというふうな考え方をしております。その間に、あと学校の施設整備に関して6月から各学校に調査が、劣化度調査とか全部入ってきますので、その結果も踏まえて中間的なことをやって、最終的に年度末といたしますか、もうちょっと早くそういったことである程度のとりのまとめといたしますか、今年度のとりまとめを行って、教育委員のほうに随時説明していくような形をとりたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 上のほうの特別支援連携協議会のほうの委員の数も示していただきたいと思いますが、全体的な流れとして、こういう検討委員会の皆様のご意見を聞いて、そして教育委員会のほうで一応もんでというか、その意見を大事にしながら、これからの町の学校の環境整備のほうに向けていくという、そういう流れをつくっていくということなんでしょうか。とつても環境整備というのは学校だけでなく、学校周辺というそういう話も先ほどされましたけれども、こちら辺の意見もしっかり聞きながらやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育長次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 今本当に特別に支援を要する児童生徒というのは、若干ふえつつあります。そういったことも踏まえて、数年前からといいますか、福祉部門との連携というのを強化しないといけないということで動いています。特に、指導主事が入ってきた時点で、本当に福祉課との連携が今うまく図られるようになってきておりますけれども、さらにそこに幼稚園とか、それから山元支援学校さんも入っていただいたり、それから亘理高校にも入っていただいて、小中高の連携、それから幼児からの連携、そういったものも図っていききたいなというふうに考えております。

先ほども言ったように、その問題が多分学校の環境問題についても、多分いろいろ門戸が広がっていくんじゃないかなというふうなことも推察されますので、その辺もあわせてこの2つの協議会、委員会の推移を見ながら対応していければいいなというふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。2番渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） 今のアヤ議員の質問とちょっと重複する部分もあるんですけども、まず具体的な特別支援連携協議会のほうですね、こちらの構成する人員ですね。それから、開催数はともに環境整備計画検討委員会と同様に15名から、15名程度、あと年に3回ということよろしいんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育長次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 特別支援連携協議会の委員の構成でございますけれども、まず医療機関関係ということで、亘理町の就学指導審議会の会長をやって

いただいております三浦クリニックの三浦先生にまずお願いしております。それと、町内保育所、幼稚園及び学校関係者ということで、山元支援学校、それから亘理高校、亘理中学校、亘理保育所、それからいちょうの実幼稚園、それから小学校のコーディネーターということで、長瀬小学校と逢隈中学校の先生も入っております。町関係としましては、教育委員会はもちろんでございますけれども、福祉課、それから健康推進課、こども未来課も入っていただいているという形での協議会になります。

今亘理町の就学指導審議会というのもあるんですけども、そういうことにうまく結びつけていきたい、いろいろ保護者の方も大分悩まれている方もいらっしゃいますので、そういったことも含めて福祉サイドとの連携を図りながら、それから山元支援学校さんのように専門の立場でいろんな形のアドバイスをいただきながら、進めていきたいなというふうに考えております。

亘理高校が入ったのは、今高校に入ってすぐ退学をする生徒が非常に多いんですね。そういったことも踏まえて、やっぱり幼稚園から小中高という形での連携を図りながら、子供たち全体のことを把握していく必要があるだろうという考え方でございます。

まず就学審議会の前に1回は持ちたいなというふうに考えておまして、その後、いろんな子供のケースがございますので、2回、もしくは3回、必要に応じてまたふえるかもしれないという考え方でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 例年小中学校の特別支援学級児童、または生徒合同訓練事業ということで、年間約18万ですかね、今年度は。こういったところの保護者の方も随行をすることによって、幅広い意見が聴取されるのではないかなと思うんですけども、今回この連携協議会においては保護者の方々をメンバーとして検討するお考えはありますか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育長次長兼学務課長（鈴木邦彦君） それぞれの保育所、それから幼稚園でいろいろ問題といたしますか、課題を抱えている幼児、児童がいます。それについてお母さんたちも結構悩まれております。今福祉サイドのほうでいろいろ訪問をして、随時

我々教育委員会のほうにも情報が入ってきます。そうした場合に、保護者という
いる懇談が必要な場合には随時そういったことは行っておりますので、こういう
ことも含めて、この協議会の中で保護者の立場的にはどうすればいいとか、子供
にとってはどういうのが一番いいのか、そういったこともいろいろ話し合いを持
っていきたいものですから、特別に保護者を委員として考えているような状況で
はなくて、まず保護者に対してどのようなアドバイスができるかということ
のいろいろな模索をしていくというような協議会でございます。（「わかりまし
た」の声あり）

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。13番百井いと子議員。

1 3 番（百井いと子君） 委員会なんですけれども、全部合わせると委員数が大分多くな
っていると思います。それで委員はお互い重複している委員はあるのかどうか、
お聞きします。

議 長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育長次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 校長会の校長先生をお願いしている手前ありますの
で、そういった方たちは重複しております。

議 長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

1 3 番（百井いと子君） 多様な意見を皆さんから聴取するためにも、なるべくであれば
重複しないような委員の集め方というんですか、それを検討願いたいと思いま
す。（「質問ですか、要望」の声あり）答弁要りません。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。16番熊田芳子議員。

1 6 番（熊田芳子君） この互理町立小中学校教育環境整備計画の検討委員会についてで
すが、この委員の選出なんですけれども、先日の大風で互理小学校の貯水槽がふ
たがもうかばかばになってあいていて、そして落下する寸前だったんですね。そ
れを緊急に教務主任に連絡して直していただいたような状態なので、やはりその
学校関係の近くの地元の区長とか、そういう学校に思いを込めている、募ってい
る一般公募とか、学校への思いを非常に募っている方々がたくさんいます。です
から、まちづくり協議会の会長さんも充て職でやるのも構いませんけれども、や
はり近くの6校のそういった委員さんを選んで、常に何かあったら飛んでいける
ような状態のそういう委員を選んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがで
しょうか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育長次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 熊田議員おっしゃるとおり、本当に地域の区長さん方は、熱い思いがあつて、おらほうの学校といいますか、そういう気持ちが非常にあります。うちの組織の中で、その他教育委員会が必要と認めるものという形の条項もつけておりますので、話し合いの中でそういった方も必要じゃないですかというようなご意見があれば、委員会の中で諮って対応できればなと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号 工事請負契約の締結について（平成29年B & G海洋センター漕艇場災害復旧工事）

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第48号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） これからご審議いただく議案第48号から第52号までの議案に

つきましては、工事請負契約の締結及び工事請負変更契約の締結に関するものでございまして、これら議案は地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第48号をご説明させていただきます。5ページ目をお開き願います。

1 工事名、平成29年度B & G海洋センター漕艇場災害復旧工事。

2 請負金額、1億454万4,000円。

3 契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

なお、落札率は89.96%でございました。

工事の概要につきましては、6ページ目の資料をごらんください。

1 入札年月日は平成29年5月12日。

2 入札の方法は条件付き一般競争入札。条件の主なものでございますが、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法による建築一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

3 番目の入札参加業者は、阿部工務店・宮城林産の2者でございました。

4 入札回数は1回。

5 工事場所でございますが、亘理町荒浜字島の海7番地2でございまして、7ページ目の位置図を参照願います。

6 の工事内容につきましては、B & G海洋センター漕艇場災害復旧工事でございます。敷地面積1,446平米において建物復旧として、延床面積270平米の鉄骨づくり平屋建てで、事務室、倉庫等を建築いたしまして、外構復旧として、フェンス、アスファルト舗装、コンクリート舗装等を実施し、工作物復旧として船舶架装用のクレーン1基を設置するものでございます。参考として、8ページ以降に平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

7 の工期につきましては、平成30年1月31日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） それでは、B & G海洋センター漕艇場災害復旧工事、これは災害復

旧というふうなことになるので、同規模同規格というふうなことになると思います。私は、利用者の安全管理対策についてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

震災後、鳥の海湾はT P 3.6メートルにかさ上げされました。そのために、外からは視界が遮られて、シャットアウトされてしまったというふうな状況になります。これまでは比較的道路の護岸から見渡せていたもので、比較的安心感がありましたが、3.6メートルにかさ上げされたことで、私の身長以上の護岸が高くそびえてまして、まさしく鳥の海湾を見渡すことができないというふうな状況が出現しているわけです。現地のほうを見に行きましたら、ちょうどクレーン予定地の横に1.5メートルの幅の陸行がありまして、すごい厚い扉があってそこを出入りして利用者が湾内に入っていくというふうなことになるわけです。

震災後、安全に万全を期さなくちゃならないというふうなことになるので、今回の復旧工事の中で、いかに利用者の安全を確保していくかというのが大変重要な課題であると思いますし、やっていかななくちゃならないことでもあると思います。今回、監視塔もしくは監視場所をどのように考えているのか。そして、また緊急時の場合の救助とか、あと音響施設とかその辺の対応はどういうふうになっているのか、まずこの2点、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 一応管理体制の部分につきましては、以前とは通常のところからは見えないものですから、職員の人数等ふやす等々で対応していきたいなという考えでおります。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 震災前の状況に復元する復旧工事になるわけです。それで、まさしく今回の工事においてそういったものもあわせてつくるということも、私は必要不可欠じゃないかと思うんですよ。まさしく現地に行きますと、堤防の中に入りますと、外側全く遮断されて見えないと。そこでやっぱり海洋スポーツを行うというふうなことになるわけですので、ここにあわせてちゃんとその辺の工事もつくるべきではないかと思ったわけでありまして。また、30年度から利用するというふうなことになると思いますが、6年前、まさしく震災前は運営されていたわけなんですけれども、あわせて指導者や育成の人の配備計画については、今後来年4月以降の艇庫を運用する部分についてはあわせて計画しているのかということでございます。その辺の

計画あればお聞きしたいということです。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 計画については、これから考えていくという形になります。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭。

14番（鈴木邦昭君） まず更衣室、シャワー室、トイレ設けてありますけれども、更衣室については男女の一つの中に何か所か区切って設けているのかどうか、それとも広々としたところでそこで着がえなさいとやるのか、この図面を見ますとね。

それから、もう一つ、シャワー室はこの図面でいくと2カ所という、シャワーが2カ所設けてあるのかどうなのか、それちょっと伺いたい。

それから、もう一つ、トイレについては和洋どちらでつくるのか、お願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 更衣室につきましては、ここに明示されているとおりの個数になります。この中の棚とか仕切りについては、詳細についてはちょっと把握してございません。

あと、トイレにつきましては、どちらも、震災前もそうでしたが、すべて大便器につきましては洋式となっております。

以上です。（「シャワー室」の声あり）

議長（佐藤 實君） 答弁漏れ。

都市建設課長（袴田英美君） シャワー室につきましては、各2基ずつ設置する予定でございます。（「了解しました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 請負金額が1億450万円の中で、建物が270平米ですけれども、建物だけの工事金額といいますか、それは幾らになりますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 鉄骨平屋建ての建物につきましては、約7,100万円でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） ちょっと計算できないんですけども、270平米で割って、坪単価の消費税込みだと幾らになりますか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 単純計算で行きますと、86万となります。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 契約についてお伺いしたいんですが、1億4,000万円ですか、この金額なんですけれども、阿部工務店とそれから宮城林産、2者ですね。たしか同額だったというふうに聞いていたんですけれども、同額だった場合のどちらを、今回は阿部工務店ですが、どういった選出になるのか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） くじの選出でございますが、ごめんなさい、同額の場合、くじで行います。くじのやり方としては、2回に分けて行いまして、まず初めにくじの順位を決めるためのくじ、その後に落札者を決めるくじ、この二通りに分けて行っているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） 公平なくじという形でやるということなんですけれども、金額が同額になるというのは、恐らく最近ですとソフトなんか開発されていますので、そういった関係同額になるのかなというふうには思うんですけれども、この同額になるようなケースというのはふえているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 確実な数値を押さえているわけではございませんけれども、ただ明らかに今年度に入ってくじの確率は多くなってきています。ちょっと私も詳細はまだ把握していないんですけれども、たしか10回まで行かないんですけれども、昨年度までは年に二、三回とお聞きしておりましたけれども、確実にそれ以上の数字にはなっております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） そうしますと、契約の方法を時期があってから変えたわけですね。そういったふうな影響が出てきているのかどうか、最後にお聞きしたいと思

います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） ちょっとくじの入札制度改革とくじとの関連性と言われると、難しいところではありますが、（「同額」の声あり）同額、失礼しました。ただ、今回落札率に関しても89%、90%を割っている中での相当な競争が働いた中でのくじというふうに思いますので、入札制度改革自体の方向性としては、一定の効果は出ているんじゃないかというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 工事請負契約の締結について（平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第49号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、続きまして、議案第49号を説明させていただきます。11ページ目をお開き願います。

1 工事名、平成29年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）。

2 請負金額、1億5,487万2,000円。

3 契約の相手方、株式会社芦名組でございます。

なお、落札率は75.57%でございました。

工事の概要につきましては、12ページ目の資料をごらんください。

入札年月日は平成29年5月19日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。条件の主なもの、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、芦名組・宮城林産・阿部工務店・斎藤工務店・田中建材輸送・太田工務店・千石建設・岩佐組・結城組・保志工務店の10者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亶理町吉田字北中で、13ページの位置図を参照願います。

6の工事内容でございますが、避難道路町道橋元堀添線の新設工事で、幅員11.5メートル、延長1,293メートルの工事区画において、路床盛り土工、路体盛り土工、盛り土のり面整形工、種子散布工、盛り土材運搬工、それぞれにおきまして、記載の仕様により施工するものでございます。参考といたしまして、14ページ以降に平面図等を添付しておりますので、ご参照願います。

工期につきましては、平成30年1月31日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） この契約につきまして、14ページの全体平面図の中で白く塗色されない、白地がございます。まずこの部分についての説明と、また供用開始はいつからなのか、お願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この白く塗られている部分についてなんです、こちらについてはまだ用地の協力をいただけていない部分となりまして、工事発注区間から除いてございます。

供用開始につきましては、未買収の問題もございますが、今の最終的な計画とし

ますと、平成31年ぐらいで開始できればと考えてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 31年中ということで承りたいと思いますが、この白地の未協力者の地権者数と土地面積、まず1点。そしてあと、概要で結構ですので、これまでの交渉経過等わかる範囲で、お話しできる範囲でお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） お答えいたします。

未契約、今回の工事に当たる部分に関しましては、1件の方の地権者が未契約になっておりまして、工事のほうで滞っておるところでございます。工事に係るところの面積につきまして、その地権者がお持ちの面積につきましては、16.64平米。筆数としましては、2筆になってございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、まずこの路線につきましては避難道路もあわせ持っているわけでありまして、復興計画の中でも重要な施策となっているわけです。この計画につきましては、震災により犠牲になられた、そして多くの財産を失われた方、そしてふるさとを去って行った多くの方々の協力のもとにあるわけだと私は思います。これがやっぱりおくれることというのは、非常に避けなければならないと私は考えます。粛々と業務を遂行していかなければならないと思います。これからの進め方、取り組みについてお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） これまでに任意交渉のほうで協力のほうを求めてきておりました。ただ、復興交付金の期限も決められておるところでございますので、今後宮城県のほうと現在土地収用法の関係で相談をさせていただいておりまして、そちらの事務に入っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） これも同じように入札の問題といたしますか、ですけれども、1億5,000万円というような大きい金額ですが、参加業者が10者ほどあるんですけれど

も、その中でたしか3者ですかね、失格になっているというふうに思ったんですが、だとすればその失格の理由は何だったのか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） こちらは最低制限価格を下回った入札をした業者でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） そういう最低内容にしたということなんですけれども、これもふえているんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） ちょっと数値的に全て把握しているわけでは……、そうふえてはいないということでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 工事請負契約の締結について（平成29年度
（復交）町道荒浜江下線道路改良（その2）
工事）

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第50号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） それでは、議案第50号を説明させていただきます。16ページをお開きいただきたいと思います。

1 工事名、平成29年度（復交）町道荒浜江下線道路改良（その2）工事）。

請負金額、5,945万4,000円。

契約の相手方、SSスチール開発株式会社でございます。

なお、落札率は80%ちょうどございました。

工事の概要につきましては、17ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年5月19日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。条件の主なもの、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、阿部工務店・太田工務店・結城組・SSスチール開発の4者でございます。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町逢隈高屋字前原であり、18ページの位置図を参照願います。

6の工事内容でございますが、避難道路町道荒浜江下線の改良工事、幅員11.5メートル、延長542メートルの区間で、排水工、路盤工、舗装工、それぞれにおいて記載の仕様により施工するものでございます。参考といたしまして、19ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成30年2月28日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今まで落札率を見ますと、70%、80%台というふうに来ております。今回も80%となっております。今まで落札率というのは99%以上というのがほとんどだったんですよ。そしてまた95%以上というの、ほとんどが95%以上でした。今回このように低くなったというのは、何が考えられますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） この件は、先月も全員協議会のほうでもご説明はしております。

すが、まず入札制度改革の取り組みが一定の効果を上げているんじゃないかというふうに考えているところでございます。具体的には、予定価格の事前公表でございましてか、あとは建設工事の入札範囲を5,000万円から1,000万円以上に拡大したであるとか、あとは入札会の傍聴ということで、入札の透明性、競争性、公平性、これらが図られた一つの成果ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回50号は、初めて新しい業者が落札しているわけですが、この業者、今まで入札に参加されていたのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） これら業者は昨年度も、以前からも参加はしているというふうに伺っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 失礼しました。今まで落札したのは我々のほうには報告は5,000万円以上でしたから、一度もなかったので、5,000万円以下のほうで落札しているかどうか、それはちょっとわかりませんが、いつも同じ業者ばかりJVを組んで同じ業者ばかりが落札されていたように思ったわけです。このように、初めてこういうふうに我々のほうにSSスチールさんですか、落札したというのは、これからも透明性があっていいのかなと思って、私は見ておりました。

入札の件ですが、先ほどお話ししておりました予定価格の事前公表、これは始まっているんだということでもよろしいわけですね。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 予定価格の事前公表は昨年度末から開始しているところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 入札についてお伺いをいたします。ここに4者参加になっていますけれども、たしか本来は5者で1者辞退しているのではなかったかなと思うんですが、その辞退の理由はわかりますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 正式に伺っているわけではないんですが、ちょっと私も詳しい技術のことは不勉強で申しわけないのですが、たしか一定の工事をする際には、監理技術者が必要になるというふうにお聞きしております、それが入札の一定の金額を超えた場合には、もう重複できないような定めがあって、その中で今回ほかの落札した業者がそこで限度額を超えたために、やむなく辞退というふうな経緯であったというふうには伺っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 質問したのは、この工事に限らず、違う工事も見させていただいたんですけれども、29年度の町道南町東2号線側溝改修工事というのが出されたんですけれども、ここも同じように入札業者10者ほどあるんですが、その中で辞退が8者ほど辞退しているんですよね。こんなに辞退が多い、さっき現場あたりの問題とかそれも言いましたけれども、かなり多くなって来ているのかなというのが、そこが疑問だったので、質問したんですが、これはどういうことか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） そちらの入札なんですが、多分に一般競争入札ではなく指名入札ではないかと。指名ですので、こちらの指名について業者のほうの都合なり、判断で辞退したというふうに認識しております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） いずれにしてもかなり辞退が多いので、ちょっと心配をしているところで、なぜというか、先ほどから入札を問題にしていましたけれども、今言ったように、先ほどは同額のやつが多かったりとか、それから失格とか、あるいはまた辞退とかというような問題と申しますか、こういうのが出てきているということは、新しい入札制度にはなったけれども、何らかのそれなりのこと、また別のことが出てきているのかどうか、いずれにしても今後新しい入札制度になったとはいえ、監視は続けていかなくちやならないと思うんですよ。こういったことも含めて、監視委員会はありますけれども当然こういったことに注意を払いながら、やっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第51号 工事請負契約の締結について（（平成29年度
（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工
事）

議長（佐藤 實君） 日程第9、議案第51号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは、議案第51号をご説明させていただきます。21ページ目をお開き願います。

工事名、平成29年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その1）工事。

請負金額、8,521万2,000円。

契約の相手方、株式会社斎藤工務店でございます。

なお、落札率は84.97%でございました。

工事の概要につきましては、22ページの資料をごらんください。

入札年月日は平成29年5月19日。

入札の方法は条件付き一般競争入札。条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、亶理町、山元町、柴田町、大河原町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について総合評定値が700点以上の評価を受けている者でございまして。

入札参加業者は、阿部工務店・斎藤工務店・結城組の3者でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町字高屋であり、23ページの位置図を参照願います。

6の工事内容でございますが、避難道路町道荒浜大通線の改良工事で、幅員11.5メートル、延長305メートルの区画区間で、排水工、路盤工、塗装工、道路附属施設工それぞれにおいて、記載の仕様により施工するものでございます。参考として、24ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成30年3月23日までと設定しております。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 工事請負変更契約の締結について（（平成27年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第52号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは、議案第52号をご説明させていただきます。26ページ目をお開き願います。

こちらは、工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでござい

ます。

工事名は、平成27年度（復交）町道荒浜江下線橋梁架設工事。

請負金額は、変更後の金額が1億6,484万9,040円であり、1,148万9,040円の増額でございます。

契約の相手方は、斎藤工務店・小野工務店・永井組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

変更の概要につきましては、27ページの資料をごらんください。

請負金額の増額が必要になった変更点でございますが、基礎工の場所打ちくいにつきましては、当初揺動式オールケーシング工法で計画していたところでございますが、このくい打ち機が国内に数台しかなく、機材の調達が困難であることから、全回転式オールケーシング工法に変更し、工程におくれが生じないようにするものでございます。

また、護岸工及び防護柵工につきましては、本工事と隣接する木倉川水路におきまして、県が災害復旧工事を行っていたところでございますが、県との調整の結果、本工事の区画周辺の護岸工及び防護柵工につきましては、本工事に対応することとなったため、1カ所の吐出ます工と8メートルの吐出管渠工、64メートルの防護柵工を施工するものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

参考といたしまして、28ページ以降に位置図等を添付しておりますので、参照願います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 1点だけ、揺動式と全回転式でどのぐらいの金額差なのか、教えてくださいたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この工法の変更に伴う差額でございますが、860万円でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） お尋ねいたします。

この揺動式というのは、国内に数台しかないというのは、一番最初の入札のころにはわからなかったことなんではいしょうか。そしてまた、なかなかうまくいかないというふうにはわかったのは、いつごろだったんではいしょうか、お尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ただいまの質問ですが、この揺動式というと、オールケーシング、こちらの工法につきましては、くい打ち機的一种なんですけど、亘理町でこのタイプの橋のくいというのを今まで使ったことがございませんでして、本当に私らほうも市場の調査もちょっと至らないところがございまして、そこまで読み切れないで発注いたしておりました。

こちらがわかった時期は、平成28年の7月から8月そのぐらいでございませう。

（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めませう。

これより、議案第52号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めませう。よって、議案第52号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されませう。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時30分といたします。休憩。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きませう。

日程第11 議案第53号 平成29年度亘理町一般会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第53号 平成29年度亶理町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 議案第53号 平成29年度亶理町一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

別冊でお配りの平成29年度亶理町一般会計補正予算書（第1号）をご準備いただきたいと思います。

1ページをお開き願います。

平成29年度亶理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとし、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億5,827万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ190億827万7,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。とするものでございます。

初めに歳出予算からご説明いたします。15ページ目をお開き願います。

なお、本日は、項目が多いため金額の大きいものを中心に説明させていただきます。

初めに2款総務費でございます。1項5目財産管理費につきましては、右の16ページの説明欄に記載のとおり、細目3町有林管理経費として、荒浜地区藤平橋国有林用地の払い下げに先立つ測量業務委託料として、266万5,000円を追加するほか、昨年度に引き続き公益財団法人イオン環境財団の支援を受け、吉田浜海岸町有林において開催する復興植樹祭に係る駐車場整備のための委託料及び工事費等合わせて170万円を追加補正するものです。

その他、細目5、普通財産等管理費として、本町が土地を所有している逢隈上郡共同墓地において、危険防止のための土どめ工事費として526万円を追加補正するものです。

続いて、1項6目企画費につきましては、右の説明欄に記載のとおり、細目3企画事務経費として、鹿島区に対する一般コミュニティ助成金250万円を追加補正するほか、細目16復興管理事務経費として、平成28年度の事業実績に基づく被災者支援総合交付金の返還金508万1,000円を追加補正するものでございます。また、細目20新庁舎建設事業費として、前年度に見込んでいた前払い金額が請求されなかったため、新庁舎建設実績業務委託料2,085万円を追加補正するほか、庁舎建設にあわせた公共ゾーン構内の道路整備及び上下水道施設整備工事費として、合計6,000万円を追加補正するものでございます。

その他、18ページ上段に記載のとおり、当初予算において工事費として6億円計上していた公共ゾーン防災調整池整備工事及びポンプ設置工事の工期が、平成30年度までかかる見込みとなったことから、債務負担行為を設定するとともに、2億2,270万円を減額するものでございます。

続きまして、17ページに記載の1項18目、地方創生推進交付金事業費につきましては、右の説明欄に記載のとおり、細目3もつとはらこめしずつとはらこめし推進事業費として、各種イベントへの出店や広告掲載、動画配信等により、特産品であるはらこめしのPRを行い、本町の知名度向上を図るためのものであり、ことし4月に国の地方創生推進交付金事業として交付決定を受けたため、はらこめしPR業務委託料などを合わせまして、1,000万円を追加補正するものでございます。

3款民生費につきましては、1項7目障害者福祉費において、右の説明欄に記載のとおり、細目3障害者福祉費として次期亘理町第5期障害福祉計画を策定するための委託料として、320万円を追加補正するものでございます。

次に、2項6目二杉園費といたしまして、心身障害児通園施設である二杉園の耐震補強工事費として、960万円を追加補正するものでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。19ページ、3項1目災害救助費におきましては、右の説明欄細目4災害救助経費に記載のとおり、災害援護資金貸付システムに収納管理等を行う機能を付加するための委託料として137万2,000円を追加補正するほか、災害援護資金貸付金の宮城県への償還金として償還金利子及び割引料821万7,000円を追加補正するものでございます。

4款衛生費につきましては、1項1目保健衛生総務費といたしまして、右の説明

欄に記載のとおり、細目7保健福祉センター建設事業費として先ほどご説明した新庁舎建設実施設計業務委託料と同様に、昨年度見込んでいた前払い金が請求されなかったため、新庁舎建設実施設計業務と一体で実施している保健福祉センター建設実施設計業務委託料660万6,000円を追加補正するほか、1項2目予防費といたしまして、説明欄に記載の細目3予防事務経費として二次救急医療運営費補助金1,550万1,000円を追加補正するものです。この内容といたしましては、二次救急医療の確保を図る観点から、社会医療法人将道会総合南東北病院及び独立行政法人国立病院機構宮城病院に対して、運営費を助成するものでございます。

21ページをお開きください。

6款農林水産業費につきましては、1項6目農地費といたしまして、説明欄に記載のとおり、細目8用排水路整備事業費として、復旧工事費540万円を、細目14多面的機能支払交付金事業費として、災害復旧事業等における余剰金の発生に伴う交付金返還金として451万6,000円を、細目20鳥の海灣防災緑地整備事業費として、測量業務委託料500万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

次に、2項1目林業振興費といたしましては、林道一ノ坂線の測量業務委託料864万円を追加補正するものです。

次に、3項3目振興事業費といたしまして、説明欄に記載のとおり、細目5水産業協同利用施設復興整備事業費水産加工流通施設として12億9,169万円を追加補正するものでございます。内容といたしましては、以前選定された事業者がことし3月末に事業廃止の申し出を行ったため、再公募等の手続を行おうとするためのものでございます。

23ページをお開きください。

7款商工費につきましては、1項3目観光費といたしまして、右の説明欄に記載のとおり、細目14観光と産業・文化を結ぶ拠点整備事業費として、本町の観光拠点である荒浜地区鳥の海エリア内の町有地に、多目的に使用できる施設を建設するものであり、ことし4月に地方創生拠点整備交付金事業として交付決定を受けたため、施設整備工事費等合わせて1億4,628万円を追加補正するものであります。

8款土木費につきましては、2項3目道路新設改良費といたしまして、右の説明欄に記載のとおり、細目3改良事業費として、町道前原線道路改良工事費250万円

を、細目4 塗装事業費として町道上郡高屋線舗装工事費400万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

次に、2項5目橋梁新設改良費といたしまして、鷺屋橋改修工事費1,500万円を追加補正するものでございます。

続きまして、25ページをお開き願います。

4項6目復興事業費といたしまして、右説明欄に記載のとおり、細目16避難道路新設整備事業費として、町道荒浜大通線及び町道荒浜1車線の改良工事費1億1,000万円を追加補正するほか、細目30及び細目32、市街地復興関連小規模施設整備事業費として、荒浜地区における町道箱根田東線、吉田地区における町道浜吉田駅前線について、それぞれ7,900万、1,800万円の改良工事費を追加補正するものでございます。

9款消防費につきましては、27ページに記載のとおり、1項1目常時消防費といたしまして、市町村消防の広域化に向けた取り組みとして、7月に岩沼市消防本部亘理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会が設立される運びとなったことから、負担金100万円を追加補正するものでございます。

10款教育費につきましては、町内の各小中学校施設において、それぞれ早急な補修工事等が必要なことから、工事費として2項小学校費において1,826万円を、3項中学校費において1,878万円をそれぞれ追加補正するものでございます。

続いて、31ページをお開きください。

5項3目保健体育施設費といたしまして、右の説明欄に記載のとおり、細目8運動場等管理経費として、亘理公園野球場芝維持管理業務委託料240万円を、亘理中央工業団地内多目的広場整備工事費として530万円をそれぞれ追加補正するほか、5項4目海洋センター費といたしまして、細目4海洋センター管理費として、海洋センタープールトイレ洋式化工事費等926万円を追加補正するものでございます。

11款災害復旧費につきましては、右の説明欄に記載のとおり、細目3公共土木施設災害復旧費として34ページの説明欄に記載のとおり、鳥の海公園の整備工事費等8,000万円を追加補正するものでございます。

以上が、歳出の主な内容でございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたします。9ページ目をお開

き願います。

9款1項1目地方交付税につきましては、先ほど歳出予算で説明いたしました避難道路新設整備事業及び市街地復興関連小規模施設整備事業の町負担分に充てるため、震災復興特別交付税3,867万円を追加補正するものでございます。

13款国庫支出金につきましては、被災者支援総合交付金511万5,000円のほか、先ほどご説明いたしましたもつとはらこめしずつとはらこめし推進事業及び観光と産業・文化を結ぶ拠点整備事業に対する地方創生推進関連の交付金を合わせまして、7,814万円を追加補正するものがその主なものでございます。

14款県支出金につきましては、消費者行政の推進等に対する地方消費者行政活性化補助金及び地方消費者行政推進事業補助金、合わせて231万7,000円を追加補正するほか、公共ゾーン周辺道路及び林道一ノ坂線の整備事業に対する地方創生道整備推進交付金1億39万6,000円を追加補正するものがその主なものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

17款繰入金につきましては、今回の補正の調整財源として14億2,110万円の財政調整基金から繰り入れるほか、役場新庁舎建設に係る公共ゾーンの防災調整池整備工事を2カ年で実施することとなったことなどから、その財源としての庁舎建設繰入金を1億6,270万円減額いたします。その他、震災復興基金から640万円を、東日本大震災復興交付金基金から1億4,093万円をそれぞれ繰り入れするものでございます。

次に、13ページをお開き願います。

19款諸収入につきましては、4項1目雑入として、地域コミュニティ活動に対する自治総合センターコミュニティ助成金250万円を、談合等の不正行為に係る公正入札違約金として5,250万2,000円を、多面的機能支払交付金に係る町内4地区の資源保全体からの返還金602万円をそれぞれ追加補正するほか、5項2目土木費受託事業収入として亙理駅前広場の舗装復旧費に対する東日本旅客鉄道株式会社からの受託事業収入250万円を追加補正するものでございます。

20款町債につきましては、観光と産業・文化を結ぶ拠点整備事業の町負担分に対して借り入れを行う地方創生拠点整備事業債6,580万円を追加補正するものでございます。

以上が、歳入の主な内容でございます。

続きまして、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

4 ページをお開き願います。

第2表にございます債務負担行為の追加につきましては、歳出でも説明いたしましたが、公共ゾーン、防災調整池整備工事及びポンプ設置工事、また避難道路である町道荒浜江下線道路改良工事につきまして、平成30年度までの2カ年で事業実施する必要があることから、平成30年における限度額を設定するものでございます。

また、債務負担行為の変更につきましては、中小企業振興資金損失補償料について、貸し付け基準等の見直しに伴い、平成29年度から39年度までの設定期間を平成29年度から平成42年度までに変更するものでございます。

最後に、第3表地方債の追加でございますが、先ほど歳入予算20款町債でご説明させていただいた地方創生拠点整備事業費の借入限度額について、追加設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） ちょっと動議ですけれども、このまま質疑を続けていったらば、午後までずっと入って昼間の休憩時間とれなくなるので、この辺で休憩したらどうですか。

議長（佐藤 實君） 説明の終わり、休憩の動議が入りました。（「賛成」の声あり）2名以上の賛成があれば、このまま動議を認めます。

午後から今の質疑に入ります。

これで、昼食のために休憩に入ります。

再開は午後1時とします。休憩。

午前11時46分 休憩

午後 0時55分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成29年度亘理町一般会計補正予算説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 16ページ、町有林管理経費の委託料、藤平橋国有林払い下げ面積確定測量業務委託料266万5,000円計上されております。これは、説明の中で町道荒浜江下線避難道路整備の中で、林野庁と払い下げ協議を行ってきたというふうにあります。どのような協議がされて、払い下げに対する条件がされたのかどうかをお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ただいまの佐藤正司議員の質問にお答えいたします。

こちらの払い下げなんですけど、こちらには記載しておりませんが、林野庁から指定されている測量方法ございます。こちらコンパツ測量という方式になるんですけど、こちらでないと受け付けないといいますか、こちらの方法に限るというようなことで、この方法にて委託するものでございますが、あと内容につきましては、現在以前のとおり年度内払い下げに向け、協議は現在のところ進んでおります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 藤平橋国有林、多分全体の払い下げというふうになってくると思うんですけども、その中で避難道路の面積と松林の部分の買収単価なんかは、測量確定した後ということになるかと思うんですけども、この辺の協議はどういうふうになされているわけですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 現在もちろん単価につきましては、林野庁と協議中ですが、一応まだ土地購入費は予算化しておりませんが、現在こちらで考えているのは、約7,000万円ほどということで考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 避難道路はもう工事着工されて、ここの部分が3年くらい前あたりから林野庁から払い下げというふうなお話がありました。やはり何かここの部分が価格の面での折り合い等もあっておくれたというふうな話も伺っているわけですが、この土地利用計画、払い下げを受けた後の土地利用計画なんかは、例えば林野庁ですと松林を植えないとだめなんだとか、ある程度野芝なんかを張って、あの辺民宿とか周りが観光地になっていますので、あのままの

状態では景観上も悪いわけでございますので、その辺当たりの土地利用計画があったら、お聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ただいまの質問でございますが、跡地の利用につきましては、前ですので木を植樹したり、そういう制限はございませんけれども、また今後のどうするかというようなことでございますが、今のところは全然未定でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ございませんか。声上げてください。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 私は6款の町長の提案理由にもあるように、森林管理道路整備事業の委託料864万円、提案理由には地方創生道整備推進交付金を活用して、実施する林道一ノ坂整備事業であると。公共ゾーン周辺道路と一体的に整備することにより、海から山、各交流拠点をつなぐ東西交通ネットワークを改善するというような提案理由で出しております。この提案理由と今回の864万円の内容、どのような関連性を持っているのかと。公共ゾーンと一ノ坂林道の関連性について。一つはそれね。

あと、その次、7款の商工費、観光と産業・文化を結ぶ拠点施設、これを整備するようですが、これの維持管理運営はどこが行うのか。そして、この施設の事業計画、そしてイベント等はどのようなことになっているのかと。もしこの施設で、いろいろなイベントをやれば、その参加とかどのような計画を持って対象者、交流人口をふやすとか、地場製品の販売とか考えているようだけれども、それらの内容について。

あと3つ目は、30ページの地域学校共同活動推進事業費500万1,000円、この事業はどのような事業で、今までとどのように変わるのかと、この事業を取り入れた場合。その3点について伺います。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） まず、第1点目の森林管理整備事業につきましては、こちらは陸といいますか、海から山までの道路整備というセットメニューがございまして、まず陸地の道路整備、そして山の整備事業と、そちらをセットで取り組む事

業でこの地方創生道路整備交付金に該当になるというセットメニューで取り組ませてもらっている事業でございます。こちらの6款のほうの864万円につきましては、来年度から整備予定でございます一ノ坂林道、こちらを舗装するに当たりまして今年度測量業務、こちらのほうを今年度でしまして来年再来年2カ年度で舗装する計画でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、観光と産業・文化を結ぶ拠点整備事業の、まず維持管理はどこでということでございますが、これは町の施設ですので、当面は町のほうでの維持管理というふうに考えておりますが、わたり温泉鳥の海のようにあいった観光施設については、町直営でなくて委託というふうにも考えてございます。それについては、まだ未定でございます。

次に、事業計画でございますけれども、こちらの事業の実施の予定計画といたしましては、まずはこの間もお話ししましたように、マルシェとか朝市を開催するというのを予定しております。それにつきましては町内、町外の事業者を募りまして、あの場所を提供するという形になりますので、使用料をとってそちらで例えば土日とかをめぐりに開催させていただきたいと考えております。そのほかに宿泊施設とのコラボレーションといった形の利用ですね。宿泊施設と申しますのは、わたり温泉鳥の海というふうになりますけれども、ホテル佐勘のほうともいろいろこの事業を進めるに当たって、ちょっと相談をさせていただいたんですけれども、やはりあの場所、観光施設としてただいまわたり温泉鳥の海しかございませんけれども、あれだけではやはり誘客にはちょっと弱いだろうと。このような施設を整備していただければ、いろんなアイデアを持って誘客につながるのではないかというお話もいただいておりますので、連携しながらやっていきたいと考えてございます

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今の質問の地域学校共同活動推進事業の関係でございますけれども、まず初めにこれにつきましては、組みかえ予算でございます。それで、事業内容につきましては、今まで個別で各項目、今30ページのほうの中身で、家

庭教育、あと青少年教育とか、戻ってもらって28ページのほうの少年教育関係、これ全部マイナス予算でございます。これを一本化するということでこちらのほうに501万円を組みかえてございます。

事業の中身につきましては、ジュニアリーダーの研修とあとは防災キャンプ、あとは放課後子ども教室等々、前年に引き続きやっている事業、そのほかにキャリアセミナー企画ということで載せてございます。そういう中身についての事業でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今教育委員会のほうはわかりました。農林課長の答弁で、セットと言うけれども、何がセットなんだか私にはわからないのね。海と山のセットとは何のことを言うんだかと。要するに、一ノ坂林道、あの山のとっぺんの四方山の下だよ。四方山の下から公共ゾーンのセットというのが私の頭の中の構想では結びつかない。どうやってセットになるのか。道路でどうやって結ぶのかと。普通公共ゾーンと一ノ坂林道を結ぶなんていう道路は構想の中にもないし、どのような結びつきでそういう発想出てきたのかということを一とつね。それをもし構想のとおり、将来計画で完成した場合、どのぐらいの費用がかかるかということ。完成させた場合、どのようなルートで持って行ってどう結ぶのかわかりませんが、多分跨線橋か何か一つ1本通さない限り、公共ゾーンと一ノ坂林道とそういうものの整合性なんてとれないと思うんですが、どういう発想なのか私はちょっと意味がわかりません。その辺ちょっととりまとめて説明してください。

あと、今度できる商水のほうの施設ですけれども、あそこにアーケード街の施設ありますね、もう一つね、今使っているやつ。あれらとの内容的には重複するようなどころも出てくるし、同じ商店主が2カ所に出すとか、そういう形にもなりかねないのか、初めは町管理でやるけれども、いずれ移管する、どこに移管するかわかりませんが、その移管先もちょっとしたその辺のずれ、商店主とか地元の方々との協議で取り合いになったりなんなりしかねないようなことも発生するかもしれません。やっぱり同じところから佐勘さんを拠点にして同じような施設があって、そしてまた売り場もありますよね、地場産品売り場までアーケード

ドあって、またもう一つある、3つになるわけだ、売り場みたいな面積が。その辺の調整するというか、兼ね合いというか、誰がどういう管理をしていって、誰がイニシアチブをとって3つをうまく回していくのか、その辺についてどのような心配を持っていないですか、ひとつね。その2つをまず聞きます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 今の林道のほうなんですけれども、実はそもそも論というところで、新庁舎を建設するに当たりまして、総額63億円という過大な事業費がかかるということで、それで何度か国のほうにこれの助成といいますか、できないかということで相談した中で、実際今お話しさせていただいた海と里と山をつなぐというそういったセットメニューの中での道路整備ということであれば、交付金のメニューとして道整備交付金があるというようなそういった調整の中でさせていただいたところでございます。

具体的な事業費になりますと、林道部分、今お話しあった農道のほうは、5,000万円程度の総額なんですけど、この公共ゾーンの町道につきまして、6億2,900万円ほどの総事業費がありまして、大体おおむねその50%ぐらいは海と里と山をつなぐというそういった事業メニューを活用すれば、交付金を使えるということで、そういった中でこの事業を活用したというところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、シーサイドベースの先ほど議員のほうから現在ある施設と重複するのではないかというご心配をいただいたわけなんですけれども、私どものほうではあの一体を商業ゾーンといいますか、観光ゾーン、にぎわいゾーンというふうに設定しておりますので、ぜひ多くの皆様をあそこの場所に呼び込みたいという考えを持ってございます。今現在にぎわい回廊のほうにお店として6店舗、あとふれあい市場のほうにもいろんな事業者の皆さん、品物を出してございます。ただ、あそこだけではお店はまだまだ足りないと考えております。

今回のこのシーサイドベースのほうに空間をつくりまして、イベント等のときにいろんなお店を出してマルシェを開催するというので、人を呼び込めれば必ずそのお客様は1店舗だけに集中するというふうには考えておりませんので、競争相手ができるというのは、私はいいいことではないかと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 今企画財政課長の答えなんですけれども、当てはめたという感じで、補助事業の採択をするための町のほうの考え方を結びつけて、一ノ坂林道の山のとっぺんと公共ゾーン、これは普通事務方からすれば、そういう結びつけ方もあるかもしれませんが、我々町民からすれば、ああ夢の話だなという感じもします、実際の話。公共ゾーンと一ノ坂林道を結びつけるなんて話はね、道路網として。そういう事業の採択の面でそういう処方をとったというのは、理解しますけれども、それはそれとして置いておきます。一生懸命やってもらえばいいんですけれども、道路などはまずつながらないでしょう。そういう道路面では、事業としてはやってください。

あと、もう一つ、商工観光課長の答弁の中で、商店街がそういうふうにいっぱいあそこに張りつけば競争相手ができる人が来て、にぎやかになるだろうというような話ですけれども、荒浜、あそこに入っている店舗、実際にやっているアーケード街の店舗何店あるかわかりませんが、6店とか8店とか言ったのかな、今。それが同じようにまたアーケード街の中に、どこの店舗入るかわかりませんが、競争相手もいいけれども、競争の相手になる相手と相手がいさかいを起こしたり、客の取り合いになったり、いろいろ出す商店がバランスとれて品物がばらけているもので、うまい具合にバランスとれていればいいんですけども、そうでない競争の、品物の鮮度の競争とか、価格の競争になったりして、いろいろあるかも、そういうことも出てくる。

1つは私も荒浜にそういう商店街3つもつくるのもいいんですけども、本来ならばこの亘理地区にそのような定期的に定期市、互市みたいのを亘理につくって、皆さんに亘理の商店街はこうだとアピールするのも一つの狙いなんだと、商工観光課の話では荒浜だけでなく亘理にそういうのをつくってくださいよという要望はある。鹿島台でなくても互市のように月に何回か定期で決まっていれば、あの日は何曜日あそこに行けば何かあると、そのような発想も少し出してきて、今後のためにやってみたらどうですか、一つ提案です。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） シーサイドベースにつきまして、ちょっと私の説明が足らな

かったのかと思いますけれども、あそこに出す店舗は永久的に張りつくわけではございませんので、その都度募集をしまして、例えば今月はこのような事業をやりますので、出してみませんかという形、イベントをやりますのでこの日にこういう店舗を募集しますとか、そういったもので永久的にあそこに張りつくものではございません。まずそれが一つでございます。

あともう一つ、今ご提案いただきました荒浜だけじゃなくて、亘理、五日町の商店街とか、今確かにシャッター通りになって寂しいわけでございますけれども、年に一度商人まつりであれだけの人が来るわけでございます。私のほうでもいろいろ提案を商工会のほうとも調整といいますか、言っているんですけども、あそこに例えば月に一度、もしくは2カ月に1回でも構いません。あそこを通行どめにして、商人まつりのように歩行者天国にして店舗を出してみ、今議員さん提案で言っていたように、市を開いてはどうですかというお話はさせていただいていますので、今後そのような考えがあるということを申し述べさせていただきます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） 歳入のほうからなんですが、12ページお願いします。財政調整基金繰入金があります。失礼しました。12ページの財政調整基金繰入金、それから庁舎建設基金繰入金があります。それぞれの現在高をお願いできればと思います。今後の参考にとということです。

そして、次に14ページ、一番上、企画財政雑入なんですが、④に自治総合センターコミュニティ助成金250万円ですか、16ページにもその支出の部分があるんですけども、16ページにはこれが鹿島区というふうになっているものですから、一体この事業というのはどういうものなのかというあたりをお聞きしたいと思っております。

同じく雑入の中の公正入札違約金、この間説明がありまして、この違約金が入っていずれは国のほうに返却するものだというふうにお聞きしておりますが、この違約金というのはいつごろ入るものなののでしょうか。

以上です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） それでは、まず繰入金のそれぞれの残高を申し上げます。ただ、大変恐縮なんですけど、決算時期でもありますので、おおむね目安というふうに捉えていただければと思います。まだ28年の決算確定していないということもありますので、おおむねということで。まず財政調整基金でございますね、財政調整基金につきましては、28年度末現在で37億75万円ほどとなっております。約37億円でございます。庁舎建設基金につきましては、約10億2,000万円ほどと目安的に考えていただければと思います。あとは、震災復興基金でございますが、震災復興基金は残高として今28億7,000万円ほどでございます。最後に、東日本大震災復興交付金でございますが、こちらの残高は現在86億3,700万円ほどでございます。

以上でございます。（「鹿島」の声あり）

議長（佐藤 實君） 続けてください。

企画財政課長（佐藤顕一君） 次、じゃあコミュニティ助成事業でございます。こちらの事業の概要でございますけれども、こちら一般財団法人の自治総合センターというところが行っている事業で、宝くじの社会貢献広報事業というものの一環でございます。助成金の額は今回250万円ですが、助成額100万円から250万円、最大250万円ということで、対象としてはその地域のコミュニティ活動に必要な備品であるとか、集会施設の整備などに対する助成ということで、今回鹿島地区については、子供みこしというのを企画しておるということで、そのみこしであるとかはっぴであるとか、そういったお祭りに使う子供用のいろいろなものを購入予定というふうに伺っております。

あと、違約金につきましては、今回の議会で承認を速やかに違約金の請求を行う予定でございますので、おおむね1カ月を違約金納入期限に設定しておりますので、早ければといいますか、予定どおりいけば来月の今ごろぐらいには入る見込みと見込んでおります。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 基金のほう承知いたしました。ありがとうございます。

それでは、鹿島区のコミュニティ助成金のほうなんですけれども、一般財団法人の自治総合センターからいただいているということで、何か子供みこしをつくる

とか、あるいは修理をしたり、備品を購入したりというようなものに使われるという話をいただいたんですが、この制度といいますか、システムといいますか、来年度も引き続きどこの地区かで手を挙げれば、これも該当できるというような事業なんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） そうですね、これも自治総合センターでは中止というような話は予定していないということですので、来年度以降についても継続して、募集はできるんじゃないかというふうに今のところ考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 来年度も継続ということをお願いしたんですけれども、そういうの募集というのは、こういった時点で行政区のほうにとか、問いかけるものなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） この募集の流れなんですけれども、自治総合センターから県のほうに照会がありまして、それを受けて各市町村に照会をいただくと。私どもは基本的には、町の広報紙を使って県からの募集の案内が来た時点で、広報紙で周知を行って募集をしているというような流れでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。番号を言ってください。4番佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 私は、16ページの下段の新庁舎建設実施設計業務委託料2,085万円ですね、あとまた20ページの中段、保健福祉センターの建設事業費666万6,000円、これは計上されております。先ほどの説明では、28年度は請求がなかったという部分で減額の上、6月補正ということで債務負担行為の補正ということも載っておりますが、この実施設計については、特段の理由があったのかどうか、おくれ等の。まず1点お伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 今議員のご説明のとおり、ある意味前払金の請求はなかったというだけの話で、その分後ほど説明28年度の補正で落として、その分29年度の当初予算に追加計上すれば、29年度補正予算で計上するというもので、今回の件は庁舎の31年度の建設に向けた工期に影響は今のところ一切与える気はございま

せん。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） そうしますと、ことしの2月に新庁舎建設特別委員会で建設実施設計についての協議がございました。今後、秋口に建築確認の修正というふうなスケジュールになっていると思うわけですが、今後の進捗状況とスケジュール、納品までお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 今現在の大きなスケジュールでありますが、実施設計につきましても、秋ごろ、10月末を目途として実施設計を完了する予定でございませぬ。その後、年度内中に本庁舎の契約は行う予定でございまして、早ければ年度内、遅くとも来年度早々、今年度年度末、大変失礼しました、建設工事につきましても、今年度末から契約と同時に速やかに実施して31年度中には完成を予定してございます。また、附帯設備である道路であるとか、今回調整池のお話も出ましたけれども、そういったものも今年度中に全て契約のほうは完了して、31年度中に全ての工事を完了するというような予定としております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 11ページ、歳入の17款1項1目財政調整基金繰入金です。財政調整基金についてですが、これから震災復旧・復興事業に関連する町単独事業庁舎建設事業が進むにつれ、ますます一般財源不足が懸念され、財政調整基金の取り崩しがふえていくと考えられます。そうしたことから、今後の事業取り組みについては、町費の持ち出しの少ない国、県補助事業の選択を積極的に進めるべきだと考えますが、町当局の考えはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） ありがとうございます。財政調整基金なんですけれども、議員ご指摘のように不足する財源を充当する性質のものでございますので、これは極力使わないというのに越したことはないと思います。実は、今回14億2,100万円ということで、繰入額が過大に思われるかもしれないんですけれども、実はそのうち12億9,100万円が農林水産業費の例の水産業協同利用施設復興事業費の充当分

でございます。これがちょっとわかりづらくて申しわけないんですけども、本来この事業は、水産加工流通施設は東日本大震災復興交付金の基金、これを財源としておりますので、財政調整基金を繰り入れる必要はないんですけども、実はこの事業が平成28年の予算で計上しておりますして、28年度の予算上今基金を取り崩している状況でございます、直接的に29年度予算で東日本大震災復興交付基金を使えない状況になってございます。

ですから、取り急ぎ今回は財政調整基金を財源とさせていただきますけれども、28年の決算が確定次第、28年度予算で東日本大震災の復興交付金基金を取り崩しているのを一度戻してから、改めて29年度予算での東日本大震災の交付金の基金事業ということで補正計上させていただきますので、つなぎというとな変な言い方ですが、財政調整基金、取り急ぎは見た目には取り崩すんですが、最終的に東日本大震災の交付金のほうで充当するという事なので、過大な影響はないというふうにな今考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 既に御存じだとは思いますが、財政調整基金というのは歳入を調整するほかに、急激な税の落ち込みや災害などに備えるための基金ですので、ぜひとも今後もできるだけ国、県補助事業の選択を積極的に進められるようお願いいたします。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 1点だけお聞かせ願いたいと思うんですが、22ページ多面的機能支援交付金でございますけれども、今問題になっているのはイノシシの問題があるんですね。結構イノシシが出てくるということで、それで田畑が荒らされるということがあるんですけども、これに一番いいというのが猟友会の方々にお聞きしたんですけども、下草刈りがいいとよく言うんですね。結構茂みの中に入っていって隠れているということがあるので、それがなくなると、イノシシもなかなか出てこないということがあるといことなんですが、こういったところの下草刈りとか何かする場合、農家の方、グループなりなんなりでした場合、多面的支払の交付金、これというのは対象になるものでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今の議員の質問でちょっと判断しがたいのは、普通の民地と
いますか、私有地かどうかということなのでございますが、一応多面的のこち
らの補助金、交付金対象となっているのは用排水路、道路ということになってい
ますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

1 2 番（大槻和弘君） そうしますと、例えば畑とかそういったところには対象にならない
ということですか。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） そうでございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番佐藤アヤ議員。

1 7 番（佐藤アヤ君） 16ページの植樹祭についてお聞きいたします。本年も吉田浜のほう
にとのことですけれども、本年はどのような規模の植樹祭になるのでしょうか。そしてまた、今予定をしている植樹をしたいというところに大体本年度実施
しますと、何%ぐらいが植樹できるようになるのでしょうか。まずこの1点お願
いいたします。

あと、もう一つ、済みません、観光と産業・文化を結ぶ拠点施設の中で、24ペー
ジです。この地図を見ますと、この施設整備位置の周りが今度民間誘致エリアと
いうそういう位置づけをしておりますけれども、民間誘致エリアということは、
ここをお店屋さんが来てくれるような感じで受け入れるというそういう内容なの
でしょうか。この点お聞きいたします。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） ただいまの第1点目の植樹祭についてのご質問にお答えいた
します。

今年度はこちらはご存じかと思いますが、3カ年事業で今のところ計画してあり
ますので、28年度から始まってことしが2年目ということで、去年植樹しました
箇所からさらに今度はその場所からあっちですから、南側ですね、南側のほうに
去年と同等の植樹の予定といたしております。約1,200人ぐらい参加者を予定して
おります。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） ただいま佐藤アヤ議員がおっしゃったとおり、こちらの民間の誘致エリアにつきましては、商業的な施設を誘致したいと考えてございます。

以上です。

議 長（佐藤 實君） ほかに。佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうしますと、1,200人の参加を希望しているという話ですけども、それに対する駐車場の整備ということなのでしょうか。

あともう一つ、今の観光産業のほうですけども、ここに民間の誘致ということは、町の土地を売るということなんですよ。多分張りつけるというか、ここにはもう先ほど施設整備のことは朝市とかそういう期間の中でいろんなイベントをしながらという話だったんですけども、そのほかに民間誘致エリアというのは、新しいお店がここにどんどん建つような、そういうような計画をしていらっしゃるのでしょうか。

あと、もう一つ済みません、聞くのを忘れたんですけども、学校のトイレ改修工事28ページですけども、亘理小学校のトイレ改修工事なんですけども、亘理小学校の洋式化について、この計画では何個ぐらい、小学校のトイレの個数を教えていただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 植樹祭の駐車場ですけども、議員おっしゃるとおり、参加者の駐車場整備でございます。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） この民間誘致エリアにつきましては、商店街を形成したいと考えてございますので、ただこの土地につきましては、町有地とあと民有地も点在してございますので、そちらを今後どのように区画整理をするか何か考えないと、土地の使い道につきましては、今後ですけども、町の希望といたしましてはこちらに商店街を張りつけたいと考えてございます。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 亘理小学校のトイレ改修工事でございますけれども、本年度補正をいただきまして、女子トイレを中心に6カ所の改修を計画して

おります。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 28ページ、7節施設整備事業費でございます。吉田中学校駐輪場改築工事ほか2件、中学校施設改修工事ということで、このほか2件、どこどこなのか伺いたいということ、それからもう一つは吉田中学校と限らず、学校関係のアスベストはもう完全に除去完了したということを経年か前に確認しました。もう一度確認しますけれども、吉田中学校、間違いなくアスベストは除去されたのかどうか、これを伺います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 中学校の施設整備関係でございますけれども、まず亙理中学校の野球場のフェンスの更新工事を行います。高さ2.5メートルの251メートルの改修でございます。それと同じく、亙理中学校の正面玄関、階段のタイル改修工事を行います。それと、吉田中学校の駐輪場の改築関係でございますけれども、今現在ある駐輪場全て撤去いたしまして、今度120台が入る駐輪場を設置しようということと、それと自転車が倒れないようにそういったものも120台分用意しようということで考えております。

アスベストに関しましての調査というのは、前に県のほうから来ておりまして、それにおいてはアスベスト全て除去していると、そういうことでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 申しわけありません、一つ一つ、1,870万円に関しての1件、1件の金額を教えてください。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） まず第1点目の亙理中学校野球場フェンス更新工事でございますが、392万円でございます。それから、亙理中学校の階段タイル改修工事が146万円でございます。吉田中学校の駐輪場改築工事が1,340万円でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。2番渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 17ページ、1款1項18目地方創生推進交付金事業費のもっとはらこめしずっとはらこめしについてお伺いしたいんですけども、委託先は今現在どういった、まだですか。続けてしますけれども、今回2分の1補助で一般財源500万円ほど町から繰り出すということですが、イベントの開催を委託するというので、イベントは回数は1回でしょうか。時期的にはらこめしなので水産まつりと兼ね合わせるのかなと思うんですけども、そのあたりの今のところのわかる範囲で結構です。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 実はこの事業に関しましては、議会で議決をいただいた後、6月21日に開催予定しておるんですが、亘理町地方創生総合戦略委員会、こちらで詳細のほうは検討していくというふうに考えているところでございます。ただ、あと現時点での委託内容なんですが、先ほど議員がおっしゃいましたイベントなんですが、例えば亘理町のイベントもそうなんですが、仙台市で昨年度も参加したオクトーバーフェスト等、そういった県外のイベントなりとか、あと例えばスタンプラリーを、これは県内でやるとか、あとは広告掲載、動画配信等そういったところを総合的に委託したいというふうに今のところは考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） こういうPRをする際は、ターゲットをしっかりと絞らないと、イベントも思った以上の集客が見込めないのかなと思いますけれども、このあたりのターゲットとかエリアというのは、どのあたりを想定していますか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 正直なところ、まだ絞り切れていないというのが今の状況ではございますが、ただ昨年度はらこめしプロモーション調査業務、こちらのほうでのアンケート調査を今分析中なんですが、実ははらこめしの認知度というのが、仙台市在住の方でもまだ3割ぐらいの方が、県外だと6割以上の方が全く認知していないというようなアンケート調査もありまして、そういった認知度をまずアップしていくというのを今のところは重点的に考えているところでございます。

また、あと昨年度、日本記念日協会ではらこめしの日、こちらのほうも認定いただきましたので、はらこめしイコール亙理町というそういったブランド力の向上という切り口からも、事業を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 渡邊重益議員。

2 番（渡邊重益君） 最後に1点だけ。今年度実施するということですがけれども、今後継続していかないとこういったイベントというのは、なかなか周知されにくいと思いますけれども、来年度以降単費で継続を考えているのかどうか、今わかれば。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） 今回の認定いただいた地方創生推進交付金事業なんですが、一応3カ年計画ということでの申請をしているところで、あくまで今回は今年度だけの交付決定でございますが、計画では推進交付事業2分の1を使って、当面3年間をやる計画で、その分一般財源の負担も半分ということで、やらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 平成29年度亙理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 平成29年度亙理町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第54号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第54号 平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） それでは、平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算書（第1号）別冊になっておりますので、そちらご用意をお願いいたします。

それでは、1ページ目をお開き願います。

議案第54号 平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ743万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,122万5,000円とする。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、1款1項1目一般会費において住民基本台帳情報システム改修業務委託料として743万9,000円を追加補正するものでございます。平成30年度から国民健康保険制度の改正に伴い、県と町が共同で国保事業の運営を行うことになるため、市町村では標準的な基準によって処理できるようにし、国民健康保険事業納付金に必要なデータを県に提供するための改修業務委託料でございまして。

続きまして、8ページをお開き願います。

歳入につきましては、今回の財源といたしまして3款2項7目業務準備事業費補助金として同額を追加補正するもので、全額補助されるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第55号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正
予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第55号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、別冊のわたり温泉島の海特別会計補正予算書（第1号）をご用意いたします。

初めに、1ページをお開きください。

議案第55号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,966万4,000円とするものがございます。

これにつきましては、初めに歳出から説明いたしますので、10ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉島の海管理運営費でございます。今回の補正につきましては、当初で予定しておりました平成29年度の消費税及び地方消費税の納税予定額に不足が生じる見込みであることから、公課費といたしまして170万円を追加補正するものがございます。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページをお開きください。

こちらにつきましては、ただいま歳出でご説明申し上げました公課費の補正の調整財源といたしまして、わたり温泉鳥の海運営基金からの繰入金を170万円追加補正するものでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第55号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第56号 平成29年度亙理町水道事業会計補正予算
（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第56号 平成29年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、別冊の亙理町水道事業会計補正予算書をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお開きください。

議案第56号 平成29年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。第1款第1項営業費用。既決予定額8億1,039万9,000円に130万2,000円を増額し、8億1,170万1,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。第1款第1項建設改良費。既決予定額3億1,069万7,000円に28万4,000円を増額し、3億1,727万1,000円とするものでございます。

それでは、次のページ、2ページ、3ページをお開きください。

まず上段の収益的支出。1款1項4目総がかり費の130万2,000円を増額につきましては、臨時職員の賃金6月から3月分までの10カ月分によるものでございます。

続いて、下段、資本的支出。1款1項2目、拡張事業費の28万4,000円を増額補正につきましては、避難道路であります荒浜大通り線9号排水路にかかりますテラウラ橋のかけかえに伴います水管渠の架設管の本設までのリース料を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 平成29年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

について

日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

について

(以上2件一括議題)

議長（佐藤 實君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第16、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 諮問第1号及び諮問第2号の2件について、当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（齋藤 貞君） それでは、諮問第1号及び諮問第2号についてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております6名の委員のうち、武藤育子委員と長門光一郎委員の2名の委員の任期が平成29年9月30日をもって任期満了となります。そのため、武藤委員につきましては引き続き、長門委員につきましては、1期3年にわたり活動いただいておりますが、後進に道を譲るということで、再任については辞退したいとの申し出があり、その後任として新たに菊池芳晴氏を人権擁護委員に推薦したいと存じまして、議会の同意をいただきたくご提案申し上げます。

それでは、諮問第1号をご説明申し上げます。

住所は、亶理町吉田字中原55番地494。氏名は武藤育子。生年月日は昭和26年2月22日でございます。

武藤氏は、平成23年10月に選任されてから、現在まで2期6年にわたり人権擁護委員として活動をいただいている方であります。

次に、諮問第2号でございますが、住所は、亶理町逢隈鹿島字倉庭1番地。氏名は菊池芳晴。生年月日は昭和33年6月13日でございます。

経歴につきましては、36ページに記載のとおりであります。昭和52年3月に東北工業大学電子高等学校電子科を卒業されました。職歴といたしましては、昭和52年4月から約4年間にわたりまして、民間の会社に勤務された後、昭和56年7月当時の郵政省に奉職され、平成28年3月まで約35年間勤務された方でございます。

人権擁護委員として最適任であると考え、推薦したいと存じまして、ご提案申し上げるものでございます。

以上、2件の諮問について、議員各位の同意方よろしくお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は先例により省略いたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第17 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
町税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第17、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（菊地和彦君） それでは、承認第2号亶理町町税条例の一部を改正する条例につ
いて説明いたします。

それでは、議案書42ページ、承認第2号について説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて。

平成29年3月31日、亶理町町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

それでは、議案書43ページの専決処分書を朗読します。済みません、前のまな
もので、議案書38ページですね。済みません。

専決処分書。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する等の法律が平成29年3月31日
に公布され、軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し延長、保育の受け皿整
備の促進のため、家庭的保育事業などに係る固定資産税の課税標準の特例措置の
創設等の改正が行われたことに伴い、亶理町町税条例等の一部を改正する必要が
生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第
179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

それでは、議案書39ページをお開き願います。

今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律が平成29年
3月31日に公布され、同年4月1日から施行され、経済の成長力の底上げのため、
就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、個人住民税の配
偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の少ない自

動車を対象とした軽自動車税の特例措置の見直し、固定資産税におけるわがまち特例の廃止及び追加導入における特例措置の創設及び拡充が行われております。同日から一部改正法を適用させる必要があるため、町税条例及び都市計画条例の一部を改正するものであります。

今回の改正は、総務省からの準則に倣い行いました。

それでは、亘理町町税条例等の一部を改正する条例。

それでは、亘理町町税条例等の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表8ページを参照しながら、亘理町町税条例の一部を改正する要点を用いて、主な改正点についてご説明申し上げます。

亘理町町税条例の一部を改正する条例

第33条所得割の課税標準、第4項第1号、第2号は特定配当等に係る所得について、町長は提出された申告書、納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式による個人住民税を課することができることを明確化したものです。

第6項第1号、第2号は、特定株式譲渡所得金額に係る所得について、町長は提出された申告書、納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化したもので、施行日は平成29年4月1日になります。

新旧対照表10ページになります。

第34条の9配当割額または株式譲渡所得割額の控除は、条例第33条改正に伴い改正するものです。施行日は平成29年4月1日です。

第48条法人町民税の申告納付は、第1項、第2項、第3項、第5項は文言の整理、第6項は文言の整理及び引用条項ずれに伴う文言の整理、第7項は文言の整理であります。施行日は平成29年4月1日になります。

新旧対照表13ページになります。

第50条法人町民税に係る不足税額の納付手続、第1項、第2項、第4項は法改正に伴う文言の整理と政令改正に伴う項ずれです。施行日は、平成29年4月1日です。

要約書2ページになります。新旧対照表は15ページになります。

第61条固定資産税の課税標準、第8項は法改正に伴う文言の整理。第349条の3の4は新規改正項目、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対

する固定資産税の課税標準の特例です。震災等の理由により滅失、損壊した償却資産にかわるものとして、政令で定める区域内で取得する償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間2分の1減額する措置です。施行日は平成29年4月1日です。

新旧対照表16ページになります。

第61条の2、法第349条の3第28項等の条例で定める割合、第1項は家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準額の特例措置について、わがまち特例化するもので、条例で定める割合を2分の1とするものです。

第2項については、居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例化するもので、条例で定める割合を2分の1とするものです。

第3項は、事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、わがまち特例化するもので、条例で定める割合を2分の1とするものです。事業所内保育事業の認可が必要で、利用定員が5人以下であることです。施行日は平成29年4月1日です。

第63条の2、施行規則第15条の3、第3項並びに第15条の3の2、第4項及び第5項の規定による補正の方法の申し出、見出しは居住用高層建築物に係る税額の案分方法、第1項本文または第3号は、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法について、現行の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出についての規定であります。施行日は平成29年4月1日です。

新旧対照表17ページになります。要約書は3ページになります。

第63条の3、法第352条の2、第5項及び第6項の規定による固定資産税の案分の申し出、第1項は文言の整理であります。第2項は、法第349条の3の第3項第1号に規定される被災市街地復興推進地域に定められた場合は、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により従前の共用土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けることができるものです。第3項は文言の整理です。施行日は平成29年4月1日です。

新旧対照表19ページになります。

第74条の2第1項、第2項は、法第349条の3の第3項第1号に規定される被災

市街地復興推進地域に定められた場合は、震災等発生後4年度分に限り、特例適用する常設規定であります。施行日は平成29年4月1日です。

新旧対照表20ページになります。

附則第5条第1項個人の町民税の所得割の非課税の範囲等は、控除対象配偶者の定義変更に伴うもので、控除対象配偶者を同一生計配偶者に変更するものであります。施行日は平成31年4月1日です。

新旧対照表21ページになります。

附則第8条第1項肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例が延長されたものです。平成30年度までを平成33年度まで延長するものです。施行日は平成29年4月1日です。

附則第10条読みかえ規定については、法改正に伴う文言の整理です。施行日は平成29年4月1日です。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合、第4項、第5項、第6項、第7項、第8項は引用条項の項ずれに伴う文言の整理であります。

要約書4ページになります。

第9項は新設です。企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の創設に当たり、わがまち特例を導入するもので、条例で定める割合を2分の1とするものです。

第10項も新設です。緑地保全・緑化推進法人が設置管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の創設に当たり、わがまち特例を導入するもので、条例で定める割合を3分の2とするものです。

第11項は、項ずれに伴う繰り下げです。施行日は都市緑地法等の一部を改正する法律施行の日です。

新旧対照表22ページになります。

附則第10条の3、新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告は、第2項、第4項、第5項第2号、第6項、第7項、第7項第4号、第6号第8項は政省令改正に伴う項ずれです。

第9項は新設です。新設された法附則第15条の9の第2項第1号に規定する特定耐震基準適合住宅に係る規定の適用を受けるための申請を規定したものです。

第10項、これも新設です。新設された法附則第15条の9の第2項第4号に規定する特定熱損失防止改修住宅・特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る規定の適用を受けるための申請を規定したものです。

第11項は、第9項、第10項新設に伴う項ずれ、政省令改正に伴う項ずれです。施行日は平成29年4月1日です。

附則第16条軽自動車税の税率の特例、第3項は第5項以降新設に伴う文言の整理です。

第5項、第6項、第7項いずれも新設です。法改正に伴うもので、軽自動車税におけるグリーン化特例について対象範囲を重点化した上で、2年間延長するものです。平成29年4月1日から平成30年3月31日に初回車両番号指定を受けた者は、平成30年度分、平成30年4月1日から平成31年3月31日に初回車両番号指定を受けた者は、平成31年度分に経過措置されるものです。

第5項は、電気軽自動車・天然ガス軽自動車の一部、第6項は2020年度基準プラス30%を達成したもの、第7項は2020年度基準をプラス10%達成したもの。施行日は平成29年4月1日です。

新旧対照表29ページになります。

附則第16条の2、軽自動車税の賦課徴収の特例は、第1項、第2項、第3項、第4項いずれも新設で、法改正に伴うもので軽自動車税の賦課徴収の特例規定です。施行日は平成29年4月1日です。

新旧対照表30ページになります。

附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例、第2項は特定配当等に係る所得について、町長は、提出された申告書、納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化したものです。

第1号は、条例第33条第4号ただし書きの規定の適用がある場合。

第2号は、条例第33条第4号1及び2に掲げる申告書がいずれも提出された場合、町長が前項を適用しないと認めるときです。施行日は平成29年4月1日です。

新旧対照表31ページ、要約書6ページになります。

附則第17条の2、優良宅地等の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲

渡所得に係る町民税の課税の特例は、第1項は法改正に伴うもの、適用期限が3年延長されるもので、平成29年度から平成32年度に延長。

第2項は引用条項の項ずれです。施行日は平成29年4月1日です。

新旧対照表32ページになります。

附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例は、第4項第1号、第2号は、特定配当等に係る所得について、町長は提出された申告書、納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化したものです。施行日は平成29年4月1日です。

新旧対照表33ページになります。

附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第4項第1号、第2号、第6項は、条約適用配当等に係る所得について、町長は提出された申告書、納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により、個人住民税を課することができることを明確化したものです。施行日は平成29年4月1日です。

附則第1条施行期日、第1項は施行期日の規定です。原則平成29年4月1日、施行日は平成29年4月1日です。第1号は平成26年改正附則第6条の表中の税条例附則第16条の読みかえの不一致の修正です。施行日は公布の日です。

第2号は、控除対象配偶者の定義変更に伴うものです。施行日は平成31年1月1日です。

第3号は、附則第6条改正に伴う改正です。施行日は平成31年1月1日です。

第4号は、緑地保全・緑化推進法人が設置管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の創設に当たり、わがまち特例を導入するものです。施行日は土地緑地法等の一部を改正する法律の施行の日です。

要約書7ページになります。

第2条町民税に関する経過措置、第1項は原則個人住民税に係る改正は、平成29年度以降分の個人住民税から適用です。

第2項は控除対象配偶者の定義変更に伴うもの、平成31年度個人住民税から適用です。

第3項は、法人の町民税に係る附則税額の納付の手続きについては、平成29年1

月 1 日以降に新条例第48条第 3 号第50条第 2 号に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金に適用です。施行日は、平成29年 4 月 1 日です。

第 3 条、固定資産税に課する経過措置、第 1 項は原則平成29年度以降分の固定資産税から適用です。

第 2 項は、震災等により滅失した償却資産に係る償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例が平成28年 4 月 1 日以降に発生した震災等に係るものについては、平成29年度分から適用です。

第 3 項は、新たにわがまち特例化された条例第61条の 2 については、平成30年度分から適用です。

第 4 項は、被災市街地復興推進地域に定められた場合の特例規定を平成28年 4 月 1 日以降に発生した震災等に係るものについては、平成29年度以降分に適用です。

第 5 項は、平成26年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日までの間に締結された改正前法附則第15条第40号について、なお従前の例によるものです。施行日は平成29年 4 月 1 日です。

第 4 条軽自動車税に係る経過措置、第 1 項は原則平成29年度以降分の軽自動車税から適用。

第 2 項は、平成28年度以前分に不足額が発生し、所有者以外に原因があるときは、告知行為の前にその第三者に納付の申し出を与えることができる規定です。

第 3 項は、第 2 項の申し出を撤回できないとする規定です。施行日は平成29年 4 月 1 日です。

第 5 条互理町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。第 1 項は、附則第 6 条改正に伴う改正です。施行日は平成31年10月 1 日です。

要約書 8 ページになります。

第 6 条第 1 項は、法律改正による文言の整理です。附則第16条の 2 を平成29年 4 月 1 日施行であるが、附則第 6 条は公布の日施行で、平成28年互理町条例13号の改正に溶け込むため、最終的に平成31年10月 1 日施行となる。平成31年度改正で、環境性能割導入以降のグリーン化特例にあわせ改正することを予定した改正です。平成29年互理町条例第 5 号において、平成28年互理町条例第13号第 1 条の附則第16条改正部分が改正されており、この改正により附則第16条中第82条が削

除され、平成26年亙理町条例第9号附則第6条の読みかえに不整合が生じており、今回改正するものです。

平成29年亙理町条例第5号において、平成28年亙理町条例第13号附則第1条は改正され、第4号が追加されている。平成29年亙理町条例第5号による平成28年亙理町条例第13号附則の改正は、公布の日から施行されており、既に溶け込まれているため、平成28年亙理町条例13号の一部を改正するものです。施行日は公布の日です。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 要約書の要点のほうの3ページのほうでお尋ねいたします。

3ページの中段の附則第5条第1項関係でございます。個人の町民税の所得割の非課税の範囲と、ここで今回控除対象配偶者から同一生計配偶者というふうに改正されたわけですが、まずこの背景と理由、あともう一つ、この変更によって何が変わってくるのか、お尋ねします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（菊地和彦君） 文言の整理というか、控除対象配偶者というのは、正式に婚姻届を出していなくても、配偶者控除とれますので、そのために同一生計配偶者と文言の整理をしましたので、今までとは変わりはありません。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） もう1点なんですけれども、専決処分で29年4月1日施行ということで、ここだけが31年1月1日というふうなことになっておりますので、この理由をお願いします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（菊地和彦君） 31年の申告からそのようにするというので、国からの準則にのっとってやりました。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 番号失礼いたしました。要約書のほうでちょっとご質問いたしま

す。要約書の2ページなんですけれども、新設の家庭的保育、あと居宅保育、企業保育なんですけれども、実際本町においては対象となる施設はあるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（菊地和彦君） 今のところ対象になる施設はないと聞いております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） 今後この改正というのは国の準則だと思うんですけれども、この3施設、本町においてはふやしていきたいという方針なのでしょうか。

議長（佐藤 實君） こども未来課長。

こども未来課長（橋元栄樹君） 今のご質問、待機児童面からの解消ということになるかと思うんですけれども、保育の受け皿整備の促進を税制面からもカバーするという視点から、今後も待機児童解消に向けて整備のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

15番（木村 満君） そうしますと、今回の保育の受け皿の整備等促進するための税制上の所要の措置ということだと思うんですが、こちら減額範囲が3分の1から3分の2の範囲内という裁量が認められている中で、2分の1を選択した理由というのは何でしょうか。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（菊地和彦君） この減額された分が交付税措置ありますので、その3分の1から3分の2と市町村の判断でできるんですが、その場合交付税措置が100%にならないということと、近隣市町と歩調を合わせて2分の1としました。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたし

ます。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

なお、再開は14時40分といたします。休憩。

午後2時28分 休憩

午後2時37分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
都市計画税条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第18、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（菊地和彦君） それでは、承認第3号についてご説明いたします。議案書56ページ
をお願いします。

専決処分の承認を求めることについて。

平成29年3月31日、亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方
自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものです。

議案書57ページの専決処分書を朗読します。

専決処分書。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公
布され、都市計画税において引用する法律が改められたこと等により、亶理町都
市計画税条例の一部を改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する
時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専
決処分をするものです。

議案書58ページをお開き願います。

亘理町都市計画税条例の一部を改正する条例。

亘理町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

内容については、新旧対照表43ページからを参照しながら、亘理町都市計画税条例の一部を改正する要点の9ページから主な改正点を説明します。

亘理町都市計画税条例の一部を改正する条例。

附則第2号、法附則第15条第44項の条例で定める割合は、新設で企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例措置で、条例で定める割合を2分の1とするものです。施行日は平成29年4月1日です。

附則第3項、法附則第15条第45項の条例で定める割合は、新設です。緑地保全・緑化推進法人が設置管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置で、条例で定める割合を3分の2とするものです。施行日は、都市緑地法等の一部を改正する法律施行の日です。

附則第4項から第8項、宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例は、第2項、第3項新設に伴う条項の繰り下げ及び文言の整理です。施行日は平成29年4月1日です。

新旧対照表45ページになります。

附則第9項、農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例は、第2項、第3項新設に伴う条項の繰り下げです。施行日は平成29年4月1日です。

附則第10項から第14項市街化調整区域農地に対して課する都市計画税の特例は、第2項、第3項新設に伴う条項の繰り下げ及び引用法令の項ずれに伴う文言の整理です。施行日は平成29年4月1日です。

改正条例附則第1項、施行期日の設定、原則平成29年4月1日、ただし附則第3項の規定は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日となります。施行日は平成29年4月1日です。

第2項経過措置は、原則平成29年度分以降の都市計画税に適用であります。施行日は平成29年4月1日です。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は承認することに決定いたしました。

日程第19 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町
企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき
区域における固定資産税の課税免除に関する条
例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第19、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件
を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（菊地和彦君） それでは、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、
議案書60ページをお開き願います。

専決処分の承認を求めることについて。

平成29年3月31日、亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域に
おける固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方
自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

議案書61ページの専決処分書を朗読します。

専決処分書

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める

省令等の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令が改正され、基本計画の同意の日が平成29年3月31日まで適用が受けられるように改正されたため、亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

議案書62ページをお開き願います。

新旧対照表は47ページになります。

亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改めます。これは、企業立地促進法の適用期間が1年間延長されたことに伴う改正で、平成30年3月31日までに基本計画が同意され、起算して5年を経過する日まで、法に基づく対象施設を設置した事業者の固定資産税を3カ年分免除するもので、施行日は平成29年4月1日です。

以上で承認第4号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第20 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

議長（佐藤 實君） 日程第20、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（菊地和彦君） それでは、承認第5号について説明いたします。

議案書63ページをお開き願います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

平成29年3月31日、亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をした。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

議案書64ページの専決処分書を朗読します。

専決処分書

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の免除または不均一課税に措置が適用される場合等を定める省令が改正され、対象施設等の取得期間及び指定事業者または指定法人の指定期間を復興推進計画認定日から平成33年3月31日まで適用が受けられるように改正されたため、亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

議案書65ページをお開き願います。

新旧対照表は48ページになります。

亙理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

亙理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「平成29年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。これは東日本大震災復興特別区域法の適用期間が4年延長されたことに伴う改正で、平成33年3月31日までの間に東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される対象施設等を新設または増設した者で、その対象施設等であります家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地の土地に対して新たに固定資産税等が課されることとなった年度以降5カ年度に限り、固定資産税等を免除するものです。施行日は平成29年4月1日です。

以上で承認第5号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 対象施設事業所といますか、事業所があったやに説明ありましたけれども、その事業所名、法人名ですか、それとどこにあるか、所在地をお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（菊地和彦君） 対象は2社あります。1つ目は株式会社ダイコー。2つ目が舞台アグリです。

議長（佐藤 實君） ほかに。（「地区名は、どこにあるんですか、場所」の声あり）

議長（佐藤 實君） どうぞ。

税務課長（菊地和彦君） 済みません、ちょっと。株式会社ダイコーは今泉で、舞台アグリは、あそこの行政区どこか……、工業団地の高屋になるんですか、工業団地です。

（「了解」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第21 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度互理町一般会計補正予算（第7号））

議長（佐藤 實君） 日程第21、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、承認第6号 平成28年度互理町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

議案書66ページをお開き願います。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

平成29年3月31日、平成28年度互理町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分とした。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次ページ、67ページが専決処分書となりますので、お開き願います。

専決処分書

平成28年度互理町一般会計補正予算（第7号）については、歳入における地方交付税外各種交付金、町債借入金の確定、歳出における防災集団移転促進事業費等の確定、並びに臨時福祉給付金経費（経済対策分）などにおいて繰越明許費の追加など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたものでございます。

内容につきましては、別紙でお配りの平成28年度互理町一般会計補正予算書（第

7号)をご準備願います。

初めに1ページをお開きください。

平成28年度亘理町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによるものとし、第1条歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,336万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億9,617万円とする。

第2条繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条地方債の補正。

地方債の変更は、「第4表 地方債の補正」による。とするものでございます。

今回の補正予算の全体的な内容を申し上げますと、前回の3月補正予算成立後に、各事業費及び国費、県費の補助金額、さらには各種基金繰入金等が確定したことに伴い、増額及び減額補正をしたものでございます。

初めに、歳出予算より説明申し上げますので、18ページをお開き願います。なお、今回の補正額につきまして、主に金額の大きいものを中心に説明させていただきます。

初めに、2款総務費でございます。1項6目企画費の補正につきましては、右の説明欄に記載のとおり、細目20新庁舎建設事業費として新庁舎基本設計実施設計業務委託料2,087万8,000円を減額するものでございます。これは、当初見込んでいた前払金が請求されなかったことに伴い、減額するものでございますが、これは先ほどご説明させていただきました平成29年度補正予算と連動するものであり、今回の減額補正分を平成29年度補正予算で増額するものでございます。

次に、3款民生費でございます。

3項1目災害救助費の補正につきましては、右の説明欄に記載のとおり、細目4災害救助経費として災害援護資金貸付金700万円を減額するものでございます。これは貸付金額の確定に伴い、減額する措置でございます。

次に、4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費の補正につきましては、右の説明欄に記載のとおり、細目7保健福祉センター建設事業費として保健

福祉センター基本設計実施設計業務委託料660万6,000円を減額するものでございます。こちらも先ほどご説明した新庁舎基本設計実施設計業務委託料と同様、当初見込んでいた前払金が請求されなかったことに伴い減額するものでございまして、平成29年度補正予算と連動するものであり、減額補正分を29年度補正予算で増額するものでございます。

20ページをお開きください。

8款土木費につきましては、4項6目復興事業費といたしまして、総額1億2,870万6,000円を減額するものでございます。主な内訳といたしましては、右の説明欄に記載のとおり、細目8防災集団移転促進事業費として4,593万2,000円を、細目47津波浸水地域支援事業費として2,189万7,000円を、23ページをお開きいただきまして、細目63防災公園整備費として2,761万円を、細目64災害公営住宅関連道路整備事業費などとして3,063万5,000円をそれぞれ減額するものが主な内容でございます。理由としては、各事業の事業費が確定したことにより、執行残を減額補正するものでございます。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。10ページをお開き願います。

10ページ、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、7款自動車取得税交付金、引き続き12ページをお開きいただきまして、9款地方公付税の補正につきましては、それぞれ額の確定に伴い、今回増額、減額の補正を行ったものでございます。

続きまして、12款使用料及び手数料につきましては、右の説明欄に記載のとおり、町民乗合自動車使用料を293万7,000円減額補正したものでございます。これは、平成28年10月にさざんか号の有償化に伴う利用者の乗車券や定期券として見込んでいた使用料の収入実績に基づいた減額補正でございます。

14款県支出金につきましては、右の説明欄に記載のとおり、災害援護資金貸付金700万円を減額補正するものでございます。これは、先ほど歳出でもご説明したとおり、貸付金額の確定に伴い県の支出金を減額するものでございます。

16款寄附金につきましては、3月補正予算成立後に震災復旧・復興のための寄附やふるさと納税など合わせて55件、77万円の貴重な寄附を頂戴いたしまして今回計上したものでございます。寄附をいただいた方々にはこの場をおかりいたしま

して御礼申し上げます。

14ページをお開き願います。

17款繰入金につきましては、1項1目財政調整基金繰入金については、2億2,626万7,000円を増額補正しております。これは各種事業費及び歳入額の確定に伴い、今回の補正予算財源とし増額するものでございます。また、1項10目震災復興基金繰入金については2,289万7,000円を、1項12目東日本大震災復興交付金基金繰入金については8,671万円をそれぞれ減額補正しておりますが、これは右の説明欄に記載の各種事業の事業費が確定したことに伴うものでございます。

19款諸収入につきましては、3項1目貸付金元利収入として、説明欄に記載のとおり、災害援護資金貸付金の繰り上げ償還額の確定に伴う元金収入356万8,000円を増額補正したほか、4項1目雑入として説明欄に記載している各種事業の額の確定に伴い、返還金を合わせて1,175万9,000円増額補正したものでございます。

20款町債につきましては、消防設備整備事業の事業費が減額になったことに伴い、説明欄17ページに記載のとおり、消防施設整備事業債につきましても80万円を減額補正したものでございます。

以上が収入の主な内容でございます。

次に、お戻りいただいて、4ページをお開き願います。

4ページ、第2表 繰越明許費の補正についてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、事業名で申し上げますと、表の上段公共施設案内看板整備工事179万1,000円から、表の下段宮前野球場バックネット改修工事1,850万円までの9事業について、平成29年度までそれぞれの限度額で繰り越しするものでございます。

続きまして、第3表 債務負担行為補正についてご説明させていただきます。

今回の変更につきましては、歳出でもご説明しましたとおり、現在実施中であります新庁舎及び保健福祉センター基本設計実施設計業務委託について、平成28年度の前払金が不用になったことに伴い、債務負担行為限度額を新庁舎基本設計実施設計業務委託は2,850万円、保健福祉センター基本設計実施設計業務委託は666万6,000円をそれぞれ増額するものであり、先ほどご説明させていただいた平成29年補正予算において同額を増額補正させていただいているものでございます。

最後に、第4表 地方債の補正でございます。

今回の変更につきましては、起債の目的は、消防施設整備事業債でございますが、限度額をそれぞれ600万円から520万円に変更するものでございます。これは、先ほど、歳入の町債で説明したとおり、消防施設整備事業の事業費が減額になったことに伴い、限度額についても変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第22 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度互理町一般会計予算）

日程第23 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度互理町公共下水道事業特別会計予算）

日程第24 報告第10号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計予算）

（以上3件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第22、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第24、報告第10号 繰越明許費繰越計算書についてまでの以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 初めに、報告第8号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） 報告第8号 繰越明許費繰越計算書（平成28年度互理町一般会計予算）についてご説明させていただきます。議案書の68ページをお開きください。

平成28年度互理町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

この内容につきましては、これまで承認いただいております繰越明許費について繰越額が確定したことに伴い、今回ご報告申し上げます。繰越事業は、主に東日本大震災に関連する復興事業及び社会資本整備交付金事業でございます。個別事業といたしましては、68ページ上段の2款総務費1項総務管理費、事業名、公共施設案内看板整備工事、金額179万720円。翌年度への繰越額179万720円から、以下次ページ69ページ下段の10款教育費、5款保健体育費、事業名、宮前野球場バックネット改修工事、金額3,230万円、翌年度への繰越額1,850万円までとなっております。これらを全て合計いたしますと、事業数28事業、金額16億2,442万3,720円に対しまして翌年度繰越額が12億7,831万340円に繰越額が確定したことを報告するものでございます。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第9号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村 裕幸君） それでは、議案書の次のページ、70ページをお開きください。

報告第9号 繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

なお、これにつきましても先ほど報告第8号で企画財政課長が報告しましたとおり繰越額が確定したことによりまして報告するものでございます。

平成28年度互理町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

内容でございますが、表の一番上の2款下水道事業費1項公共下水道事業費、事業名、社会資本整備総合交付金事業、金額が4億705万8,000円、翌年度への繰越額8,546万6,000円。これから一番下の2款下水道事業費1項公共下水道事業費、

事業名が公共下水道事業単独事業、金額が1億4,487万2,012円、翌年度への繰越額が2,437万1,000円まで、事業については3事業、合計いたしまして金額は6億8,193万2,422円、翌年度繰越額が合計で1億7,422万3,000円に決定したことにより報告するものでございます。

以上で報告第9号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第10号について、当局からの提案理由の説明を求めます。
商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案書の71ページをお開きください。

報告第10号 繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。なお、これにつきましても、繰越額が確定したことに伴い報告するものでございます。

平成28年度わたり温泉島の海特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

内容でございますが、1款1項わたり温泉島の海管理運営費、上段の事業名がわたり温泉島の海施設設備改修事業、金額が1,039万5,000円、翌年度繰越額が同額の1,039万5,000円、下段の沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業、金額が1億5,772万2,000円、翌年度繰越額1億5,582万2,000円の3事業の合計で金額が1億7,350万4,000円に対しまして、翌年度繰越額が1億7,160万4,000円に決定したことにより報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第8号 繰越明許費繰越計算書についてから報告第10号 繰越明許費繰越計算書についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第25 報告第11号 事故繰越し繰越計算書について（平成28年度亘理町一般会計予算）

議長（佐藤 實君） 日程第25、報告第11号 事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 報告第11号 事故繰越し繰越計算書（平成28年度亘理町一般会計予算）についてご説明させていただきます。

72ページをお開き願います。

平成28年度亘理町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

本件につきましては、平成28年度の一般会計予算におきまして、避けがたい事故により年度内の事業が完了できなかったために、事故繰越しにより翌年度に繰り越したものでございます。

個別事業といたしましては、72ページ上段の6款農林水産事業費3項水産業費、事業名宮城県共同利用漁船等復旧支援対策事業をご説明いたしますと、支出負担行為額4,652万円、翌年度繰越額4,652万円となっております。右の説明欄に記載がございますが、事故繰越しの理由としては、本事業は宮城県の額の確定を受けて、町がかさ上げ補助をその後行うものでございますが、県の額の確定の通知が4月中旬に見込みとの報告があったことから、年度内の事業完了ができなかったものでございます。

以下、それぞれ事業費、支出負担行為額、翌年度繰越額と繰り越し理由について記載しておりますが、72ページ下段の11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名鳥の海公園災害復旧事業、支出負担行為額5億6,385万5,040円、翌年度繰越額2億7,725万5,040円までございます。これらを合計いたしますと、事業数6事業、支出負担行為額6億2,328万5,732円に対しまして、翌年度繰越額が3億1,669万760円に繰越額が確定したことを報告するものでございます。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 報告第11号 事故繰越し繰越計算書についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますのでご了承願います。

日程第26 報告第12号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第26、報告第12号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐々木人見君） それでは、報告第12号 専決処分の報告についてということで説明申し上げますが、別冊でお渡ししております追加議案のほうをご準備いただきたいと思います。

表紙1枚めくっていただきまして、1ページ、報告第12号 専決処分の報告について、賠償額の決定及び和解。

平成29年6月7日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをお開き願います。専決処分書となります。

平成29年4月19日に亙理町字龍円寺前134番地の町有地亙理葬祭場敷地内で発生した事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分する。

3ページ、別紙のほうをごらんいただきたいと思います。

和解及び損害賠償の額について。

平成29年4月19日に亙理町字龍円寺前134番地の町有地亙理葬祭場敷地内で発生した事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解する。この事故の具体的なことを申し上げますと、当日は強風注意報等が発令されておりまして、葬祭場の北側のり面の木が倒れ、その建物の北側に駐車してあった車のほうに木が当たりまして、フロントガラスから側面にかけて傷がついたという状況でございます。なお、駐車していた車には人が乗っておらず、けが等の報告はありませんでした。

記として、和解の相手方、亙理町逢隈上郡字堤ノ内50番地118。伊藤秀樹。

和解の内容、亙理町は、本件事故に関し補修費として、上記相手方に対し金23万4,367円を支払うものとする。相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議の申し立てをしないことを双方とも確約する。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 報告第12号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本

件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第27 委員会の閉会中の継続審査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第27、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 産業建設常任委員長及び教育福祉常任委員長から委員会において審査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第28 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第28、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第29 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第29、委員会の閉会中の先進地視察調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 総務常任委員長及び議会広報常任委員長並びに議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地視察調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成29年6月第11回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時20分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 安 藤 美重子

署 名 議 員 渡 邊 健 一